

2022

しんしろの福祉

令和4年度版



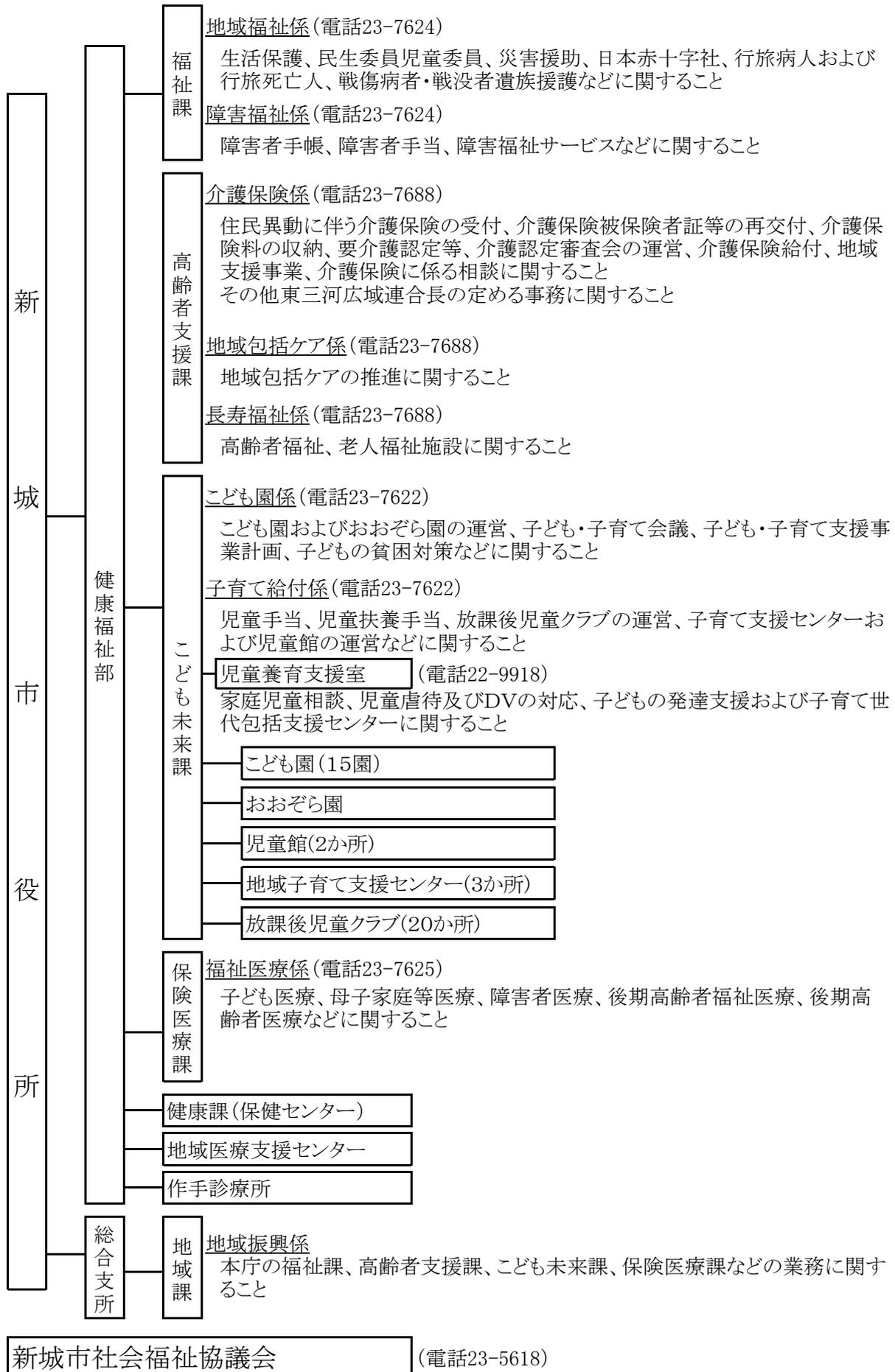
新城市 健康福祉部

目 次

新城市の概要	1
地域の福祉	2
1 民生委員・児童委員	2
2 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会	2
3 社会を明るくする運動	2
4 災害援助	3
5 行旅病人及び行旅死亡人	3
6 戦傷病者及び戦没者遺族への援護	4
7 献血推進	4
8 日本赤十字社	4
9 生活保護	5
10 生活困窮者自立支援事業	6
障害者の福祉	7
1 障害者手帳の交付	7
2 障害福祉サービス	8
3 障害児通所支援等	11
4 地域生活支援事業	12
5 自立支援医療	15
6 補装具	15
7 軽度・中等度難聴児補聴器	16
8 各種手当	16
9 障害者福祉タクシー料金助成事業	18
10 障害者福祉有償運送料金助成事業	18
11 税の減免等	18
12 ヘルプマーク	19
高齢者の福祉	20
1 高齢者の状況	20
2 在宅福祉事業	20
3 地域活動への参加促進	22
4 老人ホームへの入所（養護老人ホーム入所措置事業）	23
5 救急医療情報キット	23
介護保険	24
1 介護保険の概要	24
2 介護サービスを利用できる方	24
3 要介護・要支援認定	25
4 介護保険の法定介護サービスの種類	26
5 サービスの利用	28
6 サービス利用者負担金等の減額	29
7 地域支援事業	30
8 保険料	34
児童の福祉	37
1 こども園等（小規模保育施設を含む）	37
2 児童発達支援施設「おおぞら園」	39
3 地域子育て支援センター	39
4 児童館	40
5 放課後児童クラブ	41

6	その他の子育てサービス	42
7	家庭児童相談	45
8	各種手当	46
9	新城市子ども・子育て会議	47
10	新城市要保護児童対策地域協議会	47
11	子どもの貧困対策	47
	母子の福祉	48
1	ひとり親家庭等の状況	48
2	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	48
3	母子・父子家庭自立支援給金事業	48
4	母子生活支援施設への入所	48
5	母子・父子自立支援員	48
	医療費などの補助	49
	新城市社会福祉協議会	50
1	社会福祉振興事業	50
2	援護事業	50
3	福祉団体育成事業	50
4	相談事業	50
5	共同募金運動の推進	50
6	社会福祉協議会会員の募集	51
7	成年後見支援センター事業	51
8	資金の貸付事業	52
9	児童・青少年福祉活動事業	52
10	母子・父子福祉事業	52
11	障害児者福祉事業	52
12	歳末たすけあい事業	53
13	くらし・しごとサポートセンター事業（生活困窮者自立相談支援等事業）	53
14	ボランティアセンター活動事業	54
15	日常生活自立支援事業	54
16	地域支え合い推進事業	55
17	移動支援事業	55
18	相談支援事業	55
19	老人短期入所事業	56
20	地域福祉活動推進事業	56
21	居宅介護等事業	57
22	老人福祉事業	58
23	地域包括支援センター事業	58
24	老人デイサービスセンター事業	59
25	老人介護支援センター事業	60
26	ひとり暮らし高齢者安否確認事業	60
	新型コロナウイルス感染症対策	61
1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	61
2	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	61
3	子育て世帯生活支援特別給付金	61
4	傷病手当金	62
5	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免	62
6	生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金、総合支援資金の特例措置	62
7	住居確保給付金の支給要件などの緩和	63

福祉行政の組織



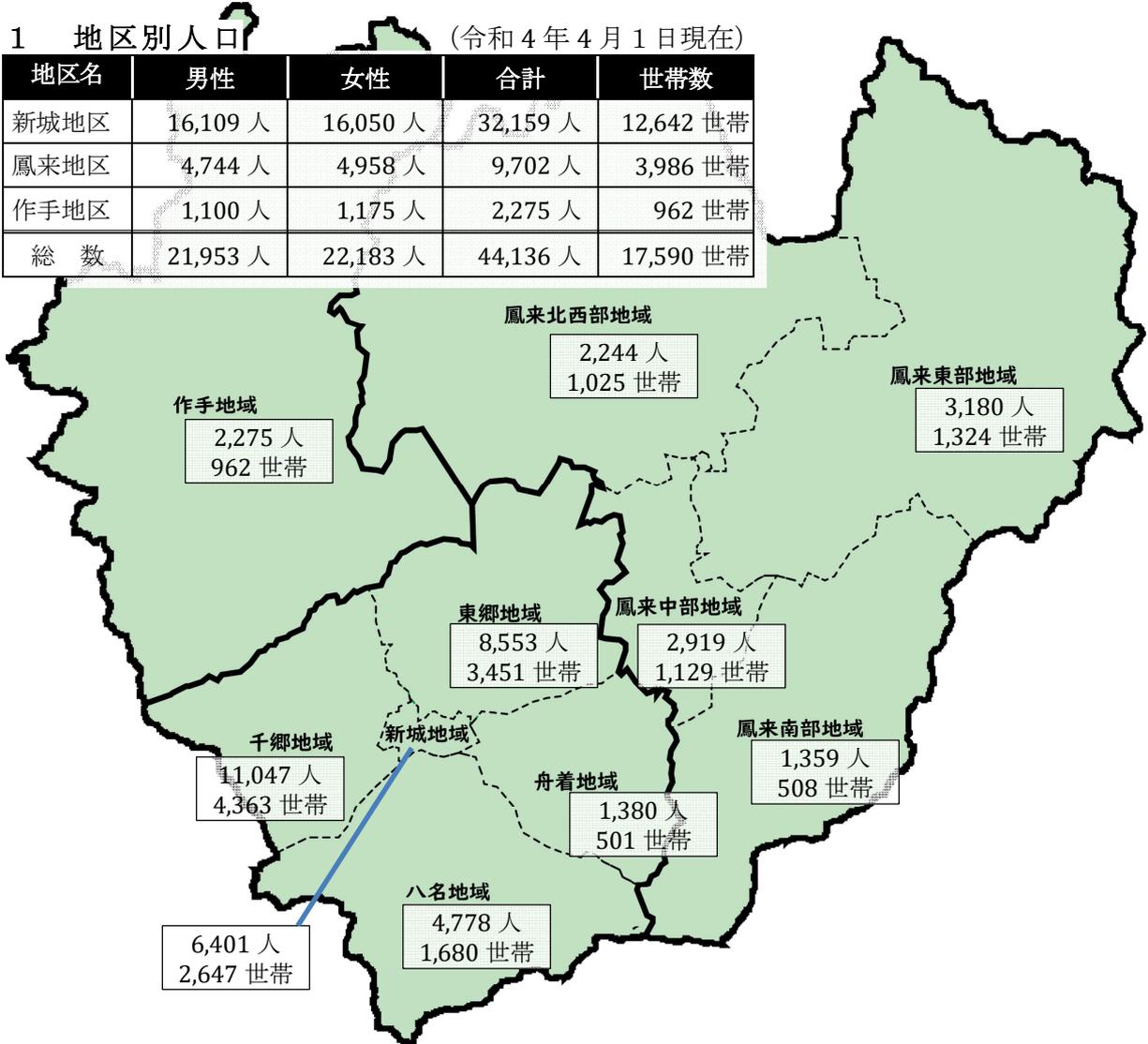
新 城 市 の 概 要

新城市は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって平成17年10月1日に誕生しました。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接しています。

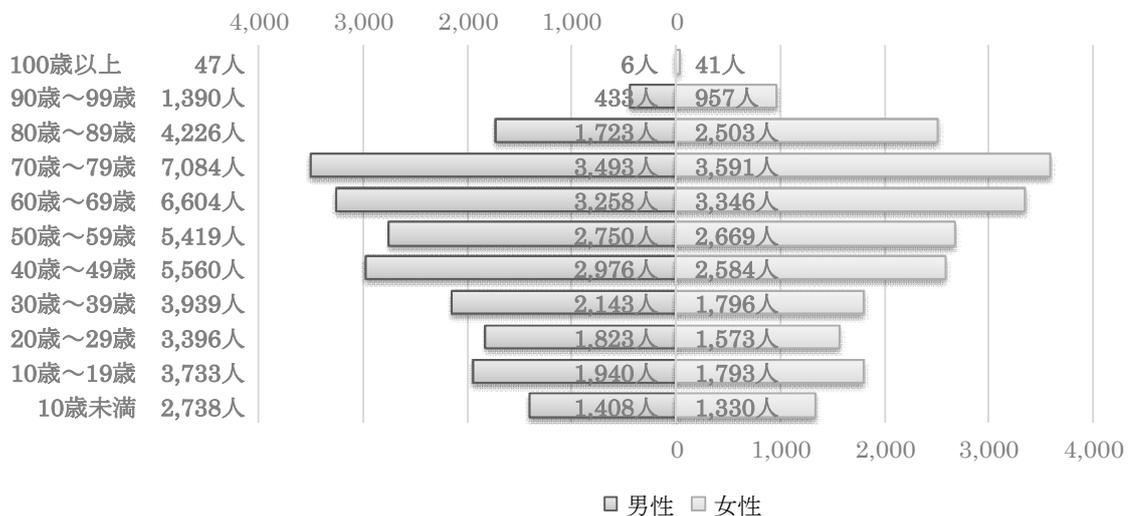
東西約29.5キロメートル、南北約27.3キロメートルで、県内2番目の広さとなる499.23平方キロメートルを有しています。

1 地区別人口 (令和4年4月1日現在)

地区名	男性	女性	合計	世帯数
新城地区	16,109人	16,050人	32,159人	12,642世帯
鳳来地区	4,744人	4,958人	9,702人	3,986世帯
作手地区	1,100人	1,175人	2,275人	962世帯
総 数	21,953人	22,183人	44,136人	17,590世帯



2 年代別人口 (令和4年4月1日現在) ※最高齢は108歳女性



地域の福祉

1 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めており、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。

任期は3年で、現在新城市内には109人の民生・児童委員がいます。

また、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が12名任命されています。

○活動状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	138件	129件	220件
		介護保険	80件	61件	58件
		健康・保健医療	40件	54件	163件
		子育て・母子保健	17件	32件	9件
		子どもの地域生活	31件	92件	319件
		子どもの教育・学校生活	57件	6件	43件
		生活費	17件	4件	10件
		年金・保険	5件	5件	2件
		仕事	4件	2件	4件
		家族関係	36件	48件	19件
		住居	13件	27件	23件
		生活環境	48件	56件	60件
		日常的な支援	549件	352件	206件
		その他	588件	362件	579件
	計	1,623件	1,230件	1,715件	
	分野別	高齢者に関すること	851件	556件	778件
障害者に関すること		108件	49件	314件	
子どもに関すること		224件	314件	222件	
その他		440件	311件	401件	
計	1,623件	1,230件	1,715件		
その他の活動件数	調査・実態把握	819件	451件	1,203件	
	行事・事業・会議への参加・協力	2,655件	1,048件	1,259件	
	地域福祉活動・自主活動	2,674件	2,386件	2,978件	
	民児協運営・研修	3,120件	2,504件	2,527件	
	証明事務	371件	170件	220件	
	要保護児童の発見の通告・仲介	9件	6件	3件	
	計	9,648件	6,565件	8,190件	
訪問回数	9,920件	8,281件	9,101件		
連絡調整回数	5,781回	5,531回	5,838回		
活動日数	13,920日	11,587日	12,626日		

2 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会

「新城保護区保護司会」の25名の保護司は、非常勤の国家公務員（任期：2年）として法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。社会奉仕の精神を持って犯罪を犯した者の更生を助けるとともに、非行や犯罪予防のための啓発に努めています。

「新城更生保護女性会」は、女性の立場から保護司に協力し、地域社会の犯罪・非行の未然防止と過ちを犯した人たちの更生を支援している127名の会員から成るボランティア団体です。

3 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、市民すべてが力を合わせて青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることにより、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月が強調月間です。

4 災害援助

(1) 新城市災害弔慰金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象などにより死亡した市民の遺族に対する「災害弔慰金」、精神や身体に著しい障害を受けた市民に対する「災害障害見舞金」の支給を行います。

また、被災世帯の世帯主に対する「災害援護資金」の貸付けも行います。

(2) 新城市災害見舞金等

市の区域内において地震、落雷、風水害などの自然災害、火災で死亡した市民の遺族、3か月以上の入院加療が必要な負傷をした市民または居住用住宅が焼失・損壊した世帯主に対し見舞金、弔慰金の支給を行います。

(3) 災害時要援護者支援事業

災害時や災害発生のおそれがある場合に、一人では避難できず何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が円滑に支援を受けることができるように、災害時要援護者のうち同意を得た方の名簿を作成しています。地域支援関係者に名簿を提供し、平常時に災害に備えた計画を作成してもらえるように呼びかけています。

○同意者数 (各年4月1日現在)

年	令和2年	令和3年	令和4年
人数	2,634人	2,532人	2,317人

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、一般の避難所では生活が困難で、避難生活に特別な配慮が必要となる災害時要援護者が避難生活を送るための設備、体制の整った二次的な避難所です。

災害の規模や避難所の状況などを考慮し、福祉避難所が必要と判断した場合に開設し、受け入れ体制が整った福祉避難所から順次対象者の受け入れを開始します。

また令和2年6月に9つの児童福祉施設が加わりました。

○指定福祉避難所

対象者	施設名
避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方およびその介護を行なう親族など	養護老人ホーム寿楽荘 高齢者生活福祉センター虹の郷 静巖堂医院 鳳来ケアセンター 小規模多機能ホームろくじゅ新城
避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする障がい者およびその介護や支援を行なう親族など	レインボーはうす
避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする児童およびその養育を行なう親族など	城北子育て支援センター 千郷東こども園 東郷西こども園 八名こども園 長篠こども園 鳳来こども園 山吉田こども園 大野こども園 作手子育て支援センター

5 行旅病人及び行旅死亡人

歩けないほどの病気にかかった旅行者で、診療を受ける財産を持ち合わせず助ける者もない方（行旅病人）の救護および本籍地・住所、氏名などが判明せず、遺体の引き取り手のない死者（行旅死亡人）が発見された場合の供養などは、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により対応します。

6 戦傷病者及び戦没者遺族への援護

(1) 給付事業

旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の方が、在職中の公務による負傷や病気が原因で身体に一定以上障害が残っている場合、傷病恩給、障害年金、特例障害年金、障害一時金、戦傷病者手帳の交付が受けられます。

また、公務により死亡された場合、その遺族の方にそれぞれの要件に応じた公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、弔慰金、戦没者等の妻の特別給付金などが支給されます。

○第11回特別弔慰金

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に額面25万円、5年償還の記名国債を支給するものです。申請受付期限は令和5年3月31日までです。

(2) 平和祈念式典事業

戦争で亡くなった方や戦争による負傷で亡くなった方たちに追悼の意を表すとともに、恒久平和を祈念するために平和祈念式典を行っています。

7 献血推進

新城市献血推進協議会では、住民の健康と生命を守るため移動採血車により地区住民の献血を推進し、輸血用血液の確保に努めています。

○献血実績

年度	実施日数	採血者数	200ml	400ml
令和元年度	延べ15日（21会場）	840人	36人	804人
令和2年度	延べ24日（19会場）	1,085人	67人	1,018人
令和3年度	延べ18日（15会場）	870人	59人	811人

8 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛を基本とする赤十字の理念の基に、お互いに助け合い平和な社会を築くことを目指しています。

毎年、活動資金の募集を行い、その資金を活用して災害救護活動、血液事業、医療体制の整備、社会福祉事業、赤十字奉仕団の育成、救急法、国際援護活動や健康生活支援、幼児安全法の講習などを行っています。

○活動資金募集実績（日本赤十字社新城市地区）

年度	一般		法人	
	会員数	活動資金総額	会員数	活動資金総額
令和元年度	10,370世帯	5,396,100円	112事業所	916,892円
令和2年度	9,343世帯	4,871,393円	—※	
令和3年度	9,841世帯	5,094,146円	99事業所	786,450円

※新型コロナウイルス感染症対策のため、法人の活動資金募集を中止しました。

9 生活保護

(1) 保護の実施

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困窮する場合に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力をすることが必要で、それでもなお最低限の生活が営めない場合において保護が行われます。

生活保護の申請があると、家庭の生活、収入、資産状況や親族からの援助の可否などを調査して、保護の要否とその程度を決定します。

生活保護は、国の基準によって計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較して、収入の方が少ない場合に受けられ、最低生活費から収入を引いた額が保護費として支給されます。

(2) 被保護世帯数及び人員等の推移（各年4月1日現在）

年	総人口	被保護人員	保護率	被保護世帯数
令和2年	45,745人	152人	0.33%	120世帯
令和3年	44,937人	163人	0.36%	124世帯
令和4年	44,136人	180人	0.40%	134世帯

※保護率は、被保護人員／総人口。

(3) 被保護世帯の類型別（各年4月1日現在）

年/区分	高齢世帯	母子世帯	傷病障害世帯	その他	計
令和2年	63世帯	8世帯	29世帯	20世帯	120世帯
令和3年	62世帯	8世帯	30世帯	24世帯	124世帯
令和4年	66世帯	9世帯	31世帯	28世帯	134世帯

(4) 保護の種類と種類別保護の状況

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つがあります。種類別の保護状況は次のとおりです。

(各年4月1日現在)

年/区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	生業扶助	医療扶助	
						(入院)	(外来)
令和2年	95世帯	81世帯	6世帯	29世帯	3世帯	16世帯	93世帯
	125人	108人	9人	32人	3人	16人	114人
令和3年	105世帯	90世帯	8世帯	23世帯	3世帯	12世帯	88世帯
	144人	125人	14人	24人	3人	12人	110人
令和4年	112世帯	95世帯	11世帯	25世帯	5世帯	5世帯	103世帯
	157人	139人	20人	26人	5人	5人	127人

10 生活困窮者自立相談支援等事業

生活保護に至っていない生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対し、「第2のセーフティネット」として、包括的な支援を行うことにより、自立の促進を目的としています。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することとし、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者を通じた地域づくり」を目標としています。

(1) 自立相談支援事業（新城市社会福祉協議会委託業務）

生活の困りごとや不安を抱えている場合の相談窓口です。支援員がどのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、生活の土台となる住居を整えた上で、生活再建に向けた支援を行います。

※世帯の収入など、支給には一定の要件があります。

(3) 家計改善支援事業（新城市社会福祉協議会委託業務）

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計管理できるよう状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

(4) 学習・生活支援事業（新城市社会福祉協議会委託業務）

様々な要因で学習する環境が整っていない世帯の小中学生を対象に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(5) 就労準備支援事業（新城福社会委託業務）

長期間働いていないなど、働くことに不安や悩みを抱えた方に1年を超えない期間で就労に向けた支援計画を作成し、就労への準備を支援します。

(6) 利用状況

年度/区分	自立相談支援事業	住居確保給付金の支給	家計改善支援事業	学習・生活支援事業		就労準備支援事業	
				延利用回数	登録人数	延利用者数	実利用者数
令和元年度	29件	0件	17件	511回	23人	—	—
令和2年度	78件	16件	18件	228回	14人	—	—
令和3年度	76件	10件	17件	393回	17人	18人	2人

(7) 問い合わせ先

市役所福祉課

電話 23-7624 (1~5)

新城市暮らし・しごとサポートセンター

電話 24-9811 (1, 3, 4)

(新城市社会福祉協議会内)

障害者の福祉

1 障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

目、耳、口、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓などに一定以上の永続する障害があり、障害の程度により1級から6級までの等級区分のいずれかに該当する方へ交付します。

○ 交付状況

① 視覚

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和2年	31人	26人	13人	2人	10人	8人	90人
令和3年	29人	28人	13人	3人	12人	7人	92人
令和4年	25人	29人	11人	2人	11人	6人	84人

② 聴覚・平衡機能

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和2年	—	30人	19人	26人	—	37人	112人
令和3年	—	31人	16人	27人	—	39人	113人
令和4年	—	26人	16人	25人	—	39人	106人

③ 音声・言語そしゃく機能

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和2年	—	—	13人	9人	—	—	22人
令和3年	—	—	26人	10人	—	—	36人
令和4年	—	—	25人	10人	—	—	35人

④ 肢体不自由

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和2年	81人	189人	183人	324人	109人	32人	918人
令和3年	72人	187人	181人	338人	113人	34人	925人
令和4年	69人	173人	170人	322人	104人	32人	870人

⑤ 内部障害

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和2年	378人	1人	131人	164人	—	—	674人
令和3年	401人	1人	137人	191人	—	—	730人
令和4年	400人	1人	145人	207人	—	—	753人

⑥ 合計

(各年4月1日現在)

年	視覚	聴覚 平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体 不自由	内部障害	計
令和2年	90人	112人	22人	918人	674人	1,816人
令和3年	92人	113人	36人	925人	730人	1,896人
令和4年	84人	106人	35人	870人	753人	1,848人

(2) 療育手帳

概ね18歳以前に持続すると思われる知的障害（知能指数75以下）が認められた方

○ 交付状況

(各年4月1日現在)

年	重度 (IQ35以下)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51~75)	計
令和2年	155人	138人	140人	433人
令和3年	150人	136人	138人	424人
令和4年	152人	141人	139人	432人

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
(知的障害を除く精神患者のすべて)

○ 交付状況 (各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	計
令和2年	60人	267人	72人	399人
令和3年	71人	301人	73人	445人
令和4年	70人	325人	66人	461人

2 障害福祉サービス

障害の程度、心身の状態などの病状などに応じて受けられる全国一律のサービスです。

(1) 障害福祉サービスの利用申請等

市では、利用希望者から申請を受け付けた後、利用者が必要とされる支援の度合いを審査会などを通して総合的に判定し、支給の決定を行います。

(2) 障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用する場合、指定サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

(3) 障害福祉サービスの利用者負担金

障害福祉サービスの利用者負担は定率で、原則1割負担となっています。
なお、利用者の負担軽減を図るため、所得に応じた負担上限額があります。

区分	世帯の収入状況	負担上限額 (月額)	
生活保護 ・低所得	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円	
一般 1	市民税課税世帯	※居宅の障害児	4,600円
		※居宅の障害者 ※施設入所の障害児	9,300円
一般 2	上記以外の市民税課税世帯	37,200円	

※詳細は福祉課で、ご確認ください。利用するサービスに応じて負担上限額の軽減策が講じられますので、利用されるときには必ずご確認ください。

(4) 障害福祉サービスの種類と内容

① 介護給付

種別	内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により自宅での入浴、排泄、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的や精神の障害により行動が困難で介護が必要な方に、行動をするとき必要な介助や外出時の移動支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上のお世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間施設へ入所ができます。
重度障害者等 包括支援	介護が必要と認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	施設入所者に対して入浴や排泄、食事などの介護を行います。

② 訓練等給付

種 別	内 容
自 立 訓 練	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(生活訓練・機能訓練)
就 労 移 行 支 援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就 労 継 続 支 援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 (A型=雇用型・B型=非雇用型)
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や生活上の援助を行います。
宿 泊 型 自 立 訓 練	居室その他の設備を利用させるとともに家事などの日常生活能力の向上を図るため支援・生活等に関する相談および助言など必要な支援を行います。
就 労 定 着 支 援	障害のある方が雇用された企業などで就労の継続を図るため、関係者との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談による課題把握、指導および助言その他の必要な支援などを行います。

③ 相談支援給付

種 別	内 容
地 域 移 行 支 援	障害者施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者などに、住居の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに訪問や相談などの必要な支援を行います。
計 画 相 談 支 援	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)についてサービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

(5) 障害福祉サービスの利用実績

① 介護給付

事業種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等
居 宅 介 護	1,412 人	18,511 時間	1,459 人	19,095 時間	1,501 人	17,170 時間
重度訪問介護	1 人	7 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
行 動 援 護	237 人	1,534 時間	216 人	1,181 時間	266 人	1,313 時間
同 行 援 護	20 人	40 時間	19 人	32 時間	22 人	412 時間
療 養 介 護	84 人	2,557 日	84 人	2,555 日	84 人	2,555 日
生 活 介 護	1,531 人	28,816 日	1,555 人	29,326 日	1,616 人	30,292 日
短 期 入 所	239 人	1,152 日	96 人	713 日	97 人	512 日
重度障害者等 包 括 支 援	—	—	—	—	—	—
施 設 入 所 支 援	579 人	17,213 日	584 人	17,604 日	597 人	17,809 日

② 訓練等給付

事業種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等
自 立 訓 練	80 人	1,029 日	82 人	1,148 日	99 人	1,010 日
就 労 移 行 支 援	130 人	1,890 日	141 人	2,401 日	158 人	2,586 日
就 労 継 続 支 援 A	208 人	4,470 日	183 人	4,016 日	182 人	3,882 日
就 労 継 続 支 援 B	1,155 人	18,763 日	1,240 人	20,120 日	1,328 人	22,139 日
共 同 生 活 援 助	581 人	16,617 日	649 人	18,645 日	775 人	22,511 日
宿 泊 型 自 立 訓 練	12 人	313 日	12 人	365 日	20 人	603 日
就 労 定 着 支 援	73 人	—	128 人	—	106 人	—

③ 相談支援給付（延べ人数）

事業種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域移行支援	8人	12人	13人
地域定着支援	71人	49人	100人
計画相談支援	1,630人	1,737人	1,809人

(6) 市内の障害福祉サービス事業所

① 日中活動系サービス

種別	事業所名	定員
生活介護	西部福祉会館	30人
	レインボーはうす	34人
	オレンジピント	
	グリーンファーム	
	Aolani base	20人
就労移行支援	レインボーはうす	6人
	もくせいの家ほうらい	6人
就労継続支援A型	マナハウス	20人
就労継続支援B型	レインボーのお菓子屋さん	20人
	もくせいの家ほうらい	14人
	やすらぎの家	14人
	シャローム	20人
	サーム23	20人
	ウイングス	20人
自立訓練（生活訓練）	やまなみハウス	6人

② グループホーム

事業所名	ホーム名	定員
サポートホームしんしろ	矢部ホーム（矢部）	5人
	平井ホーム（平井）	4人
	石田ホーム（石田）	5人
	市場台ホーム（市場台）	4人
	サテライト平井（平井）	1人
サポートホーム第2しんしろ	第2矢部ホーム（矢部）	7人
	万福ホーム（石田）	7人
	長篠ホーム（長篠）	4人
マナホーム	マナホーム（富永）	6人
	マナホーム2（富永）	5人
	マナホーム3（東沖野）	4人
緑が丘ホーム	緑が丘ホーム（緑が丘）	5人

③ 居宅介護

事業所名	電話	所在地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
しんしろ福祉会館	25-7038	新城市字東沖野 20 番地 12
みかわ市民生協 コープ あいち福祉サービス・新城	24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
瑞穂ケア・サービス	23-8138	新城市字東沖野 37 番地 4
ヘルパーステーション幸	22-3365	新城市城北二丁目 10 番地 2
なないろサポート	25-7716	新城市野田字上市場 25 番地 147
訪問介護本舗みらい	29-0182	新城市片山字西野畑 548 番地 11 グリーンフラッツ 102

④ 行動援護

事業所名	電話
レインボー하우스	24-1313

⑤ 短期入所

事業所名	電話
第2 矢部ホーム	22-3787

⑥ 日中活動系サービス等を行う事業所の連絡先

ア 社会福祉法人 新城福祉会

事業所名	電話	所在地
西部福祉会館	24-0505	新城市野田字上市場 26 番地 2
レインボー하우스	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
レインボーのお菓子屋さん		新城市字町並 109 番地オレンジプラザ
オレンジピント		新城市字町並 106 番 107 番合併地
グリーンファーム		新城市平井字野地 22 番地 1・23 番地 1 101 号
サポートホームしんしろ		
サポートホーム第2 しんしろ		

イ 特定非営利活動法人 もくせいの家

事業所名	電話	所在地
もくせいの家ほうらい	32-3930	新城市長篠字丸井 5 番地 2

ウ 有限会社グレース

事業所名	電話	所在地
マナハウス	23-8141	新城市町並 105 番地
マナホーム	23-6332	新城市富永字郷中 52 番地 2

エ 社会福祉法人 やまなみ会

事業所名	電話	所在地
やすらぎの家	23-0087	新城市字下川 23 番地
やまなみハウス		

オ 株式会社 プレイズ

事業所名	電話	所在地
シャローム	25-7030	新城市平井字東長田 33 番地 2
サーム 23	25-7500	新城市平井字後田 12 番地 5

カ 特定非営利活動法人 サンたいよう

事業所名	電話	所在地
緑が丘ホーム	25-1235	新城市緑が丘 4 丁目 1 番地 11

キ 特定非営利活動法人 カナン

事業所名	電話	所在地
ウイングス	22-9001	新城市富永字向夏目 6 番地 2

3 障害児通所支援等

児童福祉法に基づき年齢や障害特性に応じた専門的な支援として、未就学児を対象とする児童発達支援と就学児を対象とする放課後等デイサービスが設けられています。

(1) 障害児通所支援

障害児が施設などに通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。

○利用実績

年度/種別	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	延利用人数	利用日数等	延利用人数	利用日数等
令和元年度	176人	2,344日	453人	5,660日
令和2年度	247人	2,861日	514人	7,073日
令和3年度	314人	3,738日	604人	7,605日

(2) 障害児計画相談支援

9ページ（計画相談支援）参照

○利用実績

年度	延利用人数
令和元年度	230人
令和2年度	296人
令和3年度	319人

(3) 障害児通所支援サービスを行う事業所

① 特定非営利活動法人 ママサポート 子いづみや

事業所名	電話	所在地
児童発達支援 おひさま	23-8510	新城市片山 361 番地 7
放課後等デイサービス おひさま Step	29-4425	新城市中野 17 番地 2

② 特定非営利活動法人 カナン

事業所名	電話	所在地
りんくる	22-9000	新城市富永字向夏目 6 番地 2

③ 特定非営利活動法人 J u m p

事業所名	電話	所在地
J r. J u m p	0533-93-7242	豊川市一宮町野添 219 番地 1

4 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業を地域生活支援事業として位置づけており、市では次の事業を実施しています。

(1) 相談支援

障害者などからの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。

- ① 新城市基幹相談支援センター（総合相談窓口）
- ② 新城市社会福祉協議会相談支援事業所
- ③ 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
- ④ やまなみ会相談支援事業所
- ⑤ もくせいの家ほうらい相談支援事業所

(2) 意思疎通支援

聴覚・言語・音声機能などの障害のため意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者などを利用者負担なしで派遣をする事業です。

(3) 身体障害者訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度障害者に対し委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。負担金は、1回につき1,000円です。

○利用状況

年度	実人数	延人数
令和元年度	8人	704人
令和2年度	9人	628人
令和3年度	10人	696人

(4) 日常生活用具給付

在宅の障害者に日常生活を円滑に送るための用具などの給付をします。

① 日常生活用具の種類

障害部位	品 目
下肢・体幹障害	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、移動支援用具、移動用リフト、住宅改修費、紙おむつ、その他
肢体・言語障害	火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他
上肢障害	特殊便器、火災警報器、自動消火器、その他
視覚障害	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、音声式体温計、音声体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置、その他
聴覚障害	屋内信号装置、火災警報器、情報受信装置・通信装置、自動消火器、人工内耳用音声信号処理装置、その他
腎臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
膀胱・直腸障害	収尿器、ストマ用装具

② 費用負担

障害福祉サービスとは別に、原則1割負担となります。なお、利用者の負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額が設定されています。

(5) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者が社会生活上必要な外出、および余暇活動などの社会参加する場合、ヘルパーが外出支援を行います。

① 移動支援事業利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	実人員	延時間	実人員	延時間	実人員	延時間	実人員	延時間
令和元年度	21人	972時間	63人	3,359時間	10人	260.5時間	6人	224時間
令和2年度	16人	426時間	52人	2,256時間	9人	376時間	5人	163時間
令和3年度	16人	431時間	50人	2,387時間	9人	417時間	3人	110時間

② 移動支援指定事業所一覧

事業所名	電話	所在地
しんしろ福祉会館訪問介護事業所	25-7038	新城市字東沖野 20 番地 12
居宅介護事業所レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
コープあいち福祉サービス新城	24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
コープあいち福祉サービス豊川	0533-85-7289	豊川市西塚町二丁目 6 番地
みその訪問介護サービス	0533-93-1712	豊川市金沢町稲場 7 番地
キラリ訪問介護	0533-83-3788	豊川市上野三丁目 281 番地
たいよう介護ステーション	0533-65-7730	豊川市諏訪一丁目 35 番地
ヘルパーステーション幸	22-3365	新城市城北二丁目 10 番地 2
なないろサポート	25-7716	新城市野田字上市場 25 番地 147
愛福	0533-74-3888	豊川市八幡町大池 17 番地 7
瑞徳ケア・サービス	23-8138	新城市字東沖野 37 番地 4
介護舎みらい	0533-74-5606	豊川市中央通三丁目 28 番地 豊川稲荷ビル 5 階

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課までお問合せください。

(6) 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。他市町村の地域活動支援センターの利用も可能ですが、事前に福祉課でご相談ください。

○新城市西部福祉会館地域活動支援センター利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
令和元年度	4人	590人	10人	889人	7人	470人
令和2年度	5人	512人	12人	795人	7人	485人
令和3年度	4人	733人	11人	785人	10人	830人

(7) 日中一時支援

障害者(児)施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。

① 日中一時支援事業利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	実人員	延回数	実人員	延回数	実人員	延回数	実人員	延回数
令和元年度	5人	51回	15人	447回	7人	215回	29人	572回
令和2年度	4人	85回	12人	335回	20人	554回	16人	780回
令和3年度	6人	177回	13人	349回	14人	511回	17人	472回

② 日中一時支援事業所一覧

事業所名	電話	所在地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
やすらぎの家	23-0087	新城市字下川 23 番地
もくせいの家ほうらい	32-3930	新城市長篠字丸井 5 番地 2
シャローム	25-7030	新城市平井字東長田 33 番地 2
西部福祉会館	24-0505	新城市野田字上市場 26 番地 2
レインボーのお菓子屋さん	24-1313	新城市字町並 109 番地オレンジプラザ
シンシア豊川	0533-88-7500	豊川市平尾町諏訪下 10 番地
ホテルの郷	0533-93-7686	豊川市足山田町年長 1 番地 6
ショートステイ 樹・たつき	0533-93-7331	豊川市大木町鑑水 37 番 374
愛厚希全の里	0533-93-2062	豊川市一宮町上新切 33 番地 267
豊橋ゆたか学園	0532-62-0112	豊橋市高師町字北原 1 番地 104
あかね荘	0532-48-2825	豊橋市野依町字山中 19 番地 12
いわさき・こどもショートステイ	0532-61-2062	豊橋市岩崎町字利兵 71 番地
蔵王の杜	0531-23-7511	田原市田原町石取 1 番地 9

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課へお問合せください。

(8) その他の地域生活支援事業

自動車改造助成、自動車運転免許取得助成、安心生活支援事業(宿泊体験)などがあります。

○給付実績

年度/種別	自動車改造助成	自動車運転免許取得助成	安心生活支援事業(宿泊体験)
令和元年度	1人	0人	6人
令和2年度	6人	0人	9人
令和3年度	1人	0人	7人

※(4)・(5)・(7)の事業は、原則1割の自己負担がありますが、障害福祉サービスに準じた負担上限を設けております。

5 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。自己負担は原則1割ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。また、自己負担分を助成する市の医療費助成制度もあります。

申請の窓口は、福祉課または鳳来・作手各総合支所地域課です。

(1) 精神通院

精神疾患により継続的に通院が必要な方に、自立支援医療受給者証を発行します。

この受給者証の提示により、通院医療費を公費で負担します。

申請に際しては指定の診断書、健康保険証、マイナンバーなどが必要となります。

○発行実績（各年4月1日現在）

年	自立支援医療受給者証
令和2年	524人
令和3年	709人
令和4年	701人

(2) 更生医療

身体に障害のある方がその障害程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた場合に、医療の給付を行います。

申請には指定の医師の意見書、健康保険証、マイナンバーなどが必要となります。

- ① 対象者：身体障害者手帳を所持している18歳以上の方
- ② 内容：指定医療機関における腎臓機能障害の人工透析療法・抗免疫療法など
心臓機能障害者や肢体不自由者の手術・治療など
- ③ 給付決定件数

年度/種別	腎臓	心臓	肢体	免疫	聴覚	そしゃく
令和元年度	66件	0件	0件	1件	0件	0件
令和2年度	28件	0件	0件	1件	1件	1件
令和3年度	71件	1件	0件	4件	0件	2件

(3) 育成医療

18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付を行います。

○給付決定件数

年度/種別	聴覚	心臓	そしゃく	肢体	視覚	その他
令和元年度	0件	2件	7件	2件	1件	0件
令和2年度	0件	1件	5件	0件	0件	0件
令和3年度	0件	0件	8件	0件	0件	1件

6 補装具

身体に障害のある方が、その障害を補い日常生活を維持するための器具を購入または修理に要する費用に対して助成します。なお、支給を受けるには、器具を購入または修理する前に申請する必要があります。

(1) 基準（以下に掲げる要件を全て満たすもの）

- ① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- ② 身体に装着・装用して日常生活、就学または就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- ③ 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

(2) 補装具の主な種類

義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、盲人安全つえ、補聴器、重度障害者用意思伝達装置

(3) 費用負担

原則1割負担となります。なお、障害福祉サービスと同様、負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額があります。

7 軽度・中等度難聴児補聴器

18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得や教育などにおける健全な発育を支援するため、補聴器の購入または修理に要する費用に対して助成します。なお、支給を受けるには、器具を購入または修理する前に申請が必要です。なお、利用者負担は原則1割負担となります。

○助成実績

年度/種別	修理	購入
令和元年度	0件	1件
令和2年度	0件	0件
令和3年度	0件	1件

8 各種手当

(1) 特別障害者手当など

次に掲げる障害のある方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県特別障害者手当などが支給されます。ただし施設入所者、病院などに3ヵ月を超えて入院している方は除きます。また、所得制限があります。

① 支給額・支給時期

(令和4年4月1日現在)

種別	対象者	月額
特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に特に重度の障害があるために日常生活において常時特別介護を必要とする在宅の方	27,300円
障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があるために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方	14,850円
経過的福祉手当	20歳以上で従来福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない在宅の方	14,850円
支給時期	2月・5月・8月・11月の年4回	

② 愛知県特別障害者手当

上記の国の特別障害者手当受給者に加算して支給

種別	対象者	月額
A種	身体障害1、2級かつIQ35以下の方	6,850円
B種	身体障害1、2級またはIQ35以下の方	1,050円

③ 愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当

上記の国の障害児福祉手当および経過的福祉手当受給者に加算して支給

種別	対象者	月額
A種	身体障害1、2級かつIQ35以下の方	6,900円
B種	身体障害1、2級またはIQ35以下の方	1,150円

④ 支給状況

(各年4月1日現在)

年/種別	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
令和2年	37人	21人	1人	59人
令和3年	37人	19人	1人	57人
令和4年	37人	18人	1人	56人

(2) 特別児童扶養手当

20歳未満の身体、知的または精神に中度・重度の障害（または病状）のある児童を監護・養育している保護者に支給されます。ただし受給資格者および扶養義務者所得制限があり、障害を支給事由とする年金を受けている場合は除きます。

① 支給額・支給時期 (令和4年4月1日現在)

種別	対象者	月額
1級	重度の障害（または病状）のある児童	1人につき 52,400円
2級	中度の障害（または病状）のある児童	1人につき 34,900円
支給時期	4月・8月・11月の年3回	

② 支給状況 (各年4月1日現在)

年	受給資格者数	児童数
令和2年	66人	68人
令和3年	71人	73人
令和4年	80人	84人

(3) 在宅重度障害者手当

次に掲げる在宅の障害のある方に、在宅重度障害者手当が支給されます。

ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者及び施設入所者、病院などに3ヵ月を超えて入院している方は除きます。また、所得制限があります。

① 支給額・支給時期 (令和4年4月1日現在)

種別	障害の程度	月額
1種	1級または2級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方	15,500円
2種	65歳までに身体または療育手帳を有し、次のいずれかの障害を有する方 ア 1級または2級の身体障害者手帳を有する方 イ 療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが50以下と判定された方	6,750円
支給時期	4月・8月・12月の年3回	

② 認定状況 (各年4月1日現在)

年/種別	1種	2種
令和2年	2人	451人
令和3年	3人	448人
令和4年	2人	422人

(4) 新城市障害者手当

次に掲げる障害のある方に新城市障害者手当が支給されます。

ただし、施設入所者と特別障害者手当等受給者には支給されません。

① 支給額・支給時期 (令和4年4月1日現在)

障害の程度	月額
身体障害者手帳1～2級または療育手帳A判定の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	2,800円
身体障害者手帳3級または療育手帳B判定の方 精神障害者保健福祉手帳2級の方	2,400円
身体障害者手帳4級の方	1,200円
身体障害者手帳5～6級または療育手帳C判定の方 精神障害者保健福祉手帳3級の方	1,000円
支給時期	7月・11月・3月の年3回

② 認定状況 (各年4月1日現在)

年/月額	2,800円支給	2,400円支給	1,200円支給	1,000円支給
令和2年	786人	742人	419人	342人
令和3年	784人	756人	420人	339人
令和4年	775人	759人	415人	331人

9 障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の障害のある方が通院などのために外出する場合、タクシーの利用料金の一部を助成します。

ただし、障害者福祉有償運送、高齢者外出支援サービスまたは自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

(1) 対象者

種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級	1～3級の方	A・B判定の方	1～2級の方

(2) 助成額

年間24回分で1回の助成額700円です。ただし、週1回以上血液透析のために通院している方には年間48回分の助成券を交付します。

なお、1乗車での利用は1枚です。

(3) 利用状況

年度	利用者数	利用件数
令和元年度	133人	1,448件
令和2年度	134人	1,219件
令和3年度	151人	1,354件

10 障害者福祉有償運送料金助成事業

公共交通機関やタクシーを利用して移動することが困難な重度の障害のある方の外出を支援するため、福祉有償運送の利用料金の一部を助成します。

ただし、福祉タクシー料金の助成、高齢者外出支援サービスまたは自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

なお利用には事業者との契約が必要で、助成額は利用する事業者により異なります。

(1) 対象者

種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級	1～3級の方	A・B判定の方	1～2級の方

(2) 利用状況

年度	利用者数	利用件数
令和元年度	21人	318件
令和2年度	5人	54件
令和3年度	4人	41件

11 税の減免等

障害がある方の税負担などを軽減するために、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税の減免制度があります。NHK受信料など各種料金の割引や少額貯蓄の非課税制度（障害者等のマル優・特別マル優など）も利用できます。

なお、障害の種類や等級によって利用の可否や範囲が異なります。詳しくは、それぞれの関係機関へお問い合わせください。

12 ヘルプマーク

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

平成30年7月20日から県内一斉に、希望者に無償配布をはじめました。

希望者には無償配布しています。援助や配慮を必要とする方であれば、どなたでもご利用いただけます。マークの趣旨を説明の上、おひとりにつき1個配布します。口頭での申請とし、申請書の記入や障害者手帳、身分証明書などの提示は不要です。ご家族や支援者などの代理人による受取も可能です。その際にも、同意書などは不要です。

なお、郵送による配布は行いません。

(1) 市内の配布場所

福祉課、鳳来・作手各総合支所地域課、新城保健センター、新城保健所

(2) 配布状況

年度	配布個数
令和元年度	149個
令和2年度	208個
令和3年度	105個

累計 675 個（令和4年4月1日現在）



高齢者の福祉

1 高齢者の状況

(1) 高齢者〔65歳以上〕人口 (各年4月1日現在)

年	総人口	65歳以上人口	比率
令和2年	45,745人	16,190人	35.4%
令和3年	44,937人	16,279人	36.2%
令和4年	44,136人	16,248人	36.8%

(2) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯

①65歳以上（市内施設の入所者除く） (各年4月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯（うち夫婦のみ）
令和2年	2,523人	2,748世帯（2,369世帯）
令和3年	2,631人	2,804世帯（2,428世帯）
令和4年	2,659人	2,849世帯（2,472世帯）

②75歳以上（市内施設の入所者除く） (各年4月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯（うち夫婦のみ）
令和2年	1,606人	899世帯（879世帯）
令和3年	1,649人	912世帯（886世帯）
令和4年	1,683人	924世帯（907世帯）

2 在宅福祉事業

(1) 寝具乾燥サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、高齢、心身の障害などの理由で寝具類の衛生管理が困難な方のために、寝具をお預かりして丸洗いから乾燥、消毒まで行います。実施は年2回で費用は無料です。

○利用状況

年度	延利用者数	利用枚数
令和元年度	192人	532枚
令和2年度	209人	551枚
令和3年度	167人	452枚

(2) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし、高齢者世帯などの急病や事故などの緊急事態に対処するため緊急通報機器を貸与します。緊急ボタンを押すと、通報センターに通報されます。緊急時に駆けつけてくれる協力員が必要となります。

○利用状況

年度	年度末利用者数	通報総件数
令和元年度	305人	8,990件
令和2年度	306人	9,063件
令和3年度	292人	7,924枚

(3) 日常生活用具の給付事業

防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者などに電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。対象は市民税非課税世帯の方で、費用は無料です。

○利用状況

年度	給付者数	電磁調理器	自動消火器	火災報知器
令和元年度	1人	1台	0台	0台
令和2年度	1人	1台	0台	0台
令和3年度	1人	1台	0台	0台

(4) 高齢者福祉タクシー料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成します。

- ① 対象者・満 80 歳以上のひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの方の満 80 歳以上の方
(ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方や世帯に自家用車と運転免許証の両方有する方がいる場合は、対象外となります。)
- ② 助成額 年間 24 回分で 1 回の助成額は 700 円です。

③ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
令和元年度	378 人	4,140 件
令和 2 年度	411 人	4,075 件
令和 3 年度	471 人	4,727 件

(5) 外出支援サービス事業

自力で歩行することや公共交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障害者が、医療機関などへストレッチャーおよび車椅子で乗降可能なタクシー（介護タクシー）を利用して外出する場合に料金の一部を援助します。

- ① 対象者・要介護 4 または 5 の方またはそれに準ずる方
・身体障害者手帳の体幹または下肢の 1 級、2 級の方
(ただし、世帯に車椅子対応の車両がある方及び自動車税、軽自動車税の減免を受けている方などは対象外となります。)
- ② 助成額 年間 24 回分で 1 回の助成額は 1,250 円です。

③ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
令和元年度	14 人	64 件
令和 2 年度	11 人	35 件
令和 3 年度	18 人	52 件

(6) 高齢者福祉有償運送料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、福祉有償運送料金の一部を助成します。

- ① 対象者・満 80 歳以上のひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの方の満 80 歳以上の方
(ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方や世帯に自家用車のある方は、対象外となります。)
- ② 助成額 年間 56 枚分で、助成券 1 枚の助成額は 300 円です。
なお、1 乗車での利用は 2 枚までです。

③ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
令和元年度	23 人	504 件
令和 2 年度	6 人	220 件
令和 3 年度	6 人	242 件

(7) 配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持および安否確認を行うために実施します。

配達は最大週4回の1日1食となります。

なお、1食につき300円（消費税別）の自己負担が必要です。

○利用状況

年 度	年度末利用者数	年間延食数
令和元年度	185人	21,326食
令和2年度	188人	20,246食
令和3年度	190人	25,593食

(8) 配食サービス空白地域解消事業

配食サービス事業の対象地域外のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持および安否確認を行うために実施します。

配達は週2回（地区ごとに指定された曜日）の夕食となります。

なお、1食につき300円（消費税別）の自己負担が必要です。

○利用状況

年 度	年度末利用者数	年間延食数
令和元年度	26人	1,012食
令和2年度	13人	652食
令和3年度	12人	1,054食

(9) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応などのサービスを提供します。

○対象住宅 県営弁天住宅 12戸

3 地域活動への参加促進

老人福祉センター等の既存施設を有効に活用し、高齢者の生きがいがづくりや健康増進活動の促進を図ります。

(1) 老人福祉センター

老人クラブの活動拠点や趣味クラブの活動場所としても利用されています。

○利用状況

年 度	延利用者数
令和元年度	6,590人
令和2年度	3,307人
令和3年度	3,614人

(2) シルバー人材センター

60歳以上の方を対象に定年退職後の就業機会を提供するとともに、様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指します。

○登録状況

(各年4月1日現在)

年	会員数	入会率	60歳以上人口
令和2年	630人	3.2%	19,482人
令和3年	634人	3.2%	19,421人
令和4年	650人	3.3%	19,379人

(3) 虹の郷居住提供事業

高齢などのため、独立して生活することに不安のある方に対して一定期間居住の場を提供します。(56 ページ (居住提供事業) 参照)

① 定員 10 名 (7 室)

② 利用状況

年 度	年間利用 実人数	年間利用 延人数	年度末 在所要者数
令和元年度	6 人	584 人	0 人
令和2年度	6 人	507 人	2 人
令和3年度	8 人	954 人	1 人

(4) 老人クラブの活動

老人クラブでは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、高齢者大学開講、趣味活動、スポーツ大会、社会奉仕活動など活発な活動を行っています。

○老人クラブの状況 (各年4月1日現在)

年	クラブ数	会員数
令和2年	22 クラブ	877 人
令和3年	22 クラブ	804 人
令和4年	17 クラブ	582 人

4 老人ホームへの入所 (養護老人ホーム入所措置事業)

65 歳以上で環境上の理由および経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な方に居住の場を提供します。

入所者ならびに扶養義務者の所得に応じて一部負担金が必要となります。

○入所の状況 (本市措置者) (各年4月1日現在)

年	寿楽荘 (新城市)	宝泉寮 (設楽町)	平尾荘 (豊川市)
令和2年	17 人	2 人	1 人
令和3年	16 人	2 人	1 人
令和4年	16 人	2 人	2 人

5 救急医療情報キット

ご自身の緊急時連絡先や病名・かかりつけ医などを記入した「救急医療情報用紙」、医療保険証のコピーなどを専用の筒型容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、急変や災害など万一の際に備えるものです。

キットを受け取るには、申し込みが必要です。申請書を受付後、一世帯に1セット配付します。(無償)

なお、各高齢者ふれあい相談センター、地区民生委員も申請を代行しています。

○累計配付状況 (各年4月1日現在)

年	世帯
令和2年	2,493 世帯
令和3年	2,520 世帯
令和4年	2,528 世帯



介護保険

1 介護保険の概要

介護を必要とする人は年々増え続け、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきています。

介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支え合う社会保険方式の制度です。

しかし認知症高齢者対策など、高齢者やその家族を取り巻く様々な課題への対策も必要となり、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活でき、住まい・医療・介護・予防・生活支援を切れ目なく一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築の推進が必要となっています。

(1) 介護保険者の統合

東三河地域においては今後も総人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加する見込みです。地域の様々な資源を市町村の垣根を越えて効果的に活用することが重要であり、多岐にわたる介護保険事務の効率的な処理をはじめ、安定的な財政基盤の構築、広域的なサービス提供体制の確立を東三河が一丸となって取り組むことが必要になっています。

東三河地域における介護サービスに関する課題に東三河地域全体で対応していけるよう、8市町村の介護保険者を統合し、平成30年度から東三河広域連合が介護保険事業を運営しています。

2 介護保険サービスを利用できる方

介護保険での介護サービスを利用できる方は、以下の方のうち、要介護認定を受けた方となります。

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態であれば、特に制限はありません。

(2) 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態で、その状態になった原因が下記の特定期病による方に限られます。特定期病以外の傷病で介助や支援を必要とする状態になった方は、介護保険でのサービスは利用できません。

○ 特定期病

1. がん（がん末期）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

なお、この介護保険サービスを利用できない方は、身体障害者などの認定を受けたのち障害者福祉サービスを利用することになります。（9ページ参照）

また、障害者福祉サービスを利用されている方も65歳に到達した時点から介護保険による介護サービスの利用ができます。

3 要介護・要支援認定

介護サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。
 なお、要介護状態区分は、要介護1～5、要支援1・2の7段階があります。

(1) 申請の手順

- ① 市役所（高齢者支援課または各総合支所）または東三河8市町村の介護保険担当窓口で申請できます。申請は本人や家族のほかに、指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ② 申請後、調査員が自宅などを訪問し、身体や日常生活の調査を行います。
- ③ 東三河広域連合が意見書の作成を本人の主治医に依頼します。
- ④ 介護認定審査会（医療、保健、福祉の学識経験者によって構成される）で、訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、介護度などを審査・判定、認定します。介護度に応じて保険給付の限度額が決まります。
- ⑤ 申請から約1ヶ月で認定結果を郵便で申請者にお知らせします。
- ⑥ 認定を受けると決定した認定有効期間（6～48月間）介護サービスの利用ができます（サービスの利用にあたっては、居宅介護支援事業所を選定し、ケアプランの作成を依頼する必要があります（要支援認定を受けた方は新城市地域包括支援センターが担当となります））。

認定期間満了時は再度①～⑤の更新手続きを行います。

また、心身の状態が改善または悪化したときは、認定有効期間の途中でも介護度を見直すことができます。

(2) 要介護認定者状況

① 要介護認定申請件数

年度	新規	更新	変更	合計
令和元年度	676件	1,561件	461件	2,698件
令和2年度	645件	673件	493件	1,811件
令和3年度	674件	1200件	500件	2,374件

② 第1号被保険者

(各年4月1日現在)

年/区分	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
令和2年	435人	495人	624人	446人	347人	350人	218人	2,915人
令和3年	462人	501人	613人	419人	329人	351人	208人	2,883人
令和4年	471人	496人	610人	412人	313人	377人	202人	2,881人

③ 第2号被保険者

(各年4月1日現在)

年/区分	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
令和2年	8人	10人	11人	11人	12人	6人	7人	65人
令和3年	9人	8人	13人	6人	14人	7人	9人	60人
令和4年	8人	9人	11人	9人	11人	7人	0人	55人

4 介護保険の法定介護サービスの種類

介護が必要と認定された方（要介護者・要支援者）の心身の状況や家庭状況に応じて、本人や家族が必要な介護サービスや介護予防サービスを選択し利用します。

(1) 要介護・要支援度によって利用できるサービス

要介護1~5	要支援1・2
居宅介護支援	介護予防支援
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション
通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
特定福祉用具購入費 住宅改修費	特定介護予防福祉用具購入費 介護予防住宅改修費
特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	介護予防特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (※要支援2の方のみ)

(2) 居宅でサービスを利用するための「計画作成サービス」

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護支援 介護予防支援	利用者の居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者の介護サービス利用の連絡調整を行うもの（利用者負担はありません。）

(3) 居宅で利用する「訪問型サービス」

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、身体の介護や身の周りの世話をするもの
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴事業者が利用者宅を訪問し、組立て式浴槽を使って入浴の介護をするもの
訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が利用者宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をするもの
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が利用者宅を訪問し、リハビリテーションを行うもの

(4) 居宅で利用する「通所型サービス（デイサービス）」

サービスの種類	サービスの内容
通所介護	デイサービスセンターで介護を受けるもの
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	デイケアセンターでリハビリテーション介護を受けるもの

(5) 居宅で利用する「福祉用具貸与」

サービスの種類	サービスの内容
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	特殊寝台、車椅子、エアマット、体位変換器、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフトを月単位で貸借するもの

(6) 居宅で利用する「居宅療養管理指導」

サービスの種類	サービスの内容
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行うもの

(7) 居宅で利用する「短期入所サービス」

サービスの種類	サービスの内容
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護 (特養でのショートステイ)	特別養護老人ホームなどの入所施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスや機能訓練を受けるもの
短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護 (老健でのショートステイ)	老人保健施設などの入所施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けるもの

(8) 居宅で利用する「その他のサービス」

サービスの種類	サービスの内容
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費 ※申請が必要です。	介護保険支給対象となる福祉用具を購入した際に年間10万円を上限に購入費を支給するもの 利用者負担は、1割（一定以上所得者は2割または3割） ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具
住宅改修費 介護予防住宅改修費 ※改修前に申請が必要です。	介護保険支給対象となる住宅を改修した際に20万円を上限に費用を支給するもの 利用者負担は、1割（一定以上所得者は2割または3割） ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等取替 ・洋式便器への取替など

(9) 入所のための施設

サービスの種類	サービスの内容
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や機能訓練などを受けるもの
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。(原則要介護3以上の方が(旧措置入所者を除く)利用できます。)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護やリハビリテーションを中心に行う施設です。 積極的な治療より、主にリハビリテーションや介護、日常生活上の世話が中心として行われる施設です。
介護療養型医療施設	医療を中心に行う施設です。 長期的に療養が必要な方が対象の介護体制の整った医療施設(病院)です。「療養型病床群」「認知症疾患療養病棟」の2種類の施設があります。 ※療養型病床群などには、医療保険適用病床と介護保険適用病床があります。この区分は各施設で区分しています。

※上記の入所・入院施設は、他市町村に所在する施設も利用できます。

(10) 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 (要支援者)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを受けるもの
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 (要支援者)	認知症の方が、デイサービスセンターで専門的なケア(1日介護)を受けるもの
地域密着型通所介護	デイサービスセンターで1日介護を受けるもの
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援者)	認知症の方が共同で生活できる場(居住)で食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを受けるもの (要支援1の方は利用できません。)
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。(定員は29名以下) 寝たきりなどにより常に介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。 (原則要介護3以上の方が(旧措置入所者を除く)利用できます。)

5 サービスの利用

(1) 居宅サービス

在宅で利用できる介護サービスです。

① 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

要介護認定を受けたら、次にどのような生活を送りたいのかという希望をもとにどんな介護サービスを利用するか、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。この介護サービス計画（ケアプラン）は、本人または家族が選んだ指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、本人と家族の希望を聞いて作成します。

ただし、要支援の認定を受けた場合は「地域包括支援センター」が担当します。

② 在宅で介護サービスの利用

介護サービス計画（ケアプラン）ができれば、その計画に添って介護サービスを利用していきます。サービスを利用した時は、本人が費用の1割から3割を介護サービス提供事業者へ支払います。（残りの費用は、介護保険から提供事業者者に支払われます。）

③ 居宅介護・介護予防サービス利用状況 (各年4月1日現在)

主な居宅サービス/年	令和2年		令和3年		令和4年	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
訪問介護（ホームヘルプ）	31	217人	32	234人	32	244人
訪問看護	14	106人	12	109人	15	97人
訪問リハビリ	9	73人	9	65人	8	82人
訪問入浴	4	56人	5	53人	4	41人
居宅療養管理指導	44	276人	57	279人	56	275人
通所介護（デイサービス）	38	461人	36	411人	36	421人
通所リハビリ（デイケア）	17	482人	13	426人	13	435人
短期入所（生活・療養介護）	18	258人	21	201人	20	228人
福祉用具貸与	30	1,001人	32	940人	27	972人
特定施設入居者生活介護	8	41人	10	43人	6	40人

④ 地域密着型サービス利用状況 (各年4月1日現在)

年/種類	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		(介護予防) 認知症対応型 通所介護		(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護		(介護予防) 小規模特別養護 老人ホーム	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
令和4年	1	2人	1	4人	19	139人	4	41人

⑤ 居宅サービス利用限度額（月額）

要介護度	限度額	要介護度	限度額
要支援1	約50,320円	要介護1	約167,650円
要支援2	約105,310円	要介護2	約197,050円
		要介護3	約270,480円
		要介護4	約309,380円
		要介護5	約362,170円

(2) 施設サービス利用

要介護1～5の認定を受けた方が、介護保険施設へ入所する介護サービスです。

介護保険施設の資料や連絡先は、東三河広域連合、市役所高齢者支援課、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センターで提供しています。

入所・入院を希望する施設に、本人または家族が直接申込みをします。

なお、介護保険が利用できる金額には上限があり、これを超えて利用したときは超過分が全額自己負担になります。

○ 施設介護サービス利用状況 (各年4月1日現在)

年/種類	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		介護医療院※	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
令和2年	23	247人	18	182人	5	86人
令和3年	22	250人	21	189人	5	87人
令和4年	23	254人	18	169人	8	98人

※介護医療院は令和3年から介護療養型医療施設から変更

6 サービス利用者負担金等の減額

介護保険制度（本市独自のものを含む。）では、利用者本人および家族の収入などの状況に応じて、次のような利用者負担金などの軽減措置が行われています。この軽減を受けるためには本人の申請（高額介護サービスは除く）が必要です。

(1) 高額介護サービス

利用者負担金が一定金額（月額）を超えた場合は、その超えた金額が払い戻されます。

○利用者負担の上限額（世帯合算：1か月）

区 分	上限額
世帯全員が市民税非課税者など	24,600円
世帯全員が市民税非課税で以下のいずれかに該当する方 ・老齢福祉年金受給者など ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円
一般（上記以外の方）	44,400円
課税所得約145万円（年収383万円）以上、 同約380万円（同約770万円）未満	44,400円※
課税所得約380万円（年収770万円）以上、 同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円※
課税所得約690万円（年収1,160万円）以上	140,100円※

※令和3年8月より追加

(2) 施設サービスの食事負担および低所得者への居住費・食費の負担軽減

介護保険施設に入所するとサービス費用の1割と「食費・居住費・日常生活費」が利用者の自己負担となります。また、低所得者の方の負担軽減のため、申請により食費・居住費は下記の金額を超えた分は介護保険から給付されます。

○利用者負担の上限額

区 分	食費（1日）	居住費・多床室の場合（1日）
一般 ※1	1,445円※2	377円（855円）※3
世帯全員が市民税非課税者かつ 預貯金等が500万円（夫婦1,500万円）以下の方※2	1,300円 (1,360円) ※4	370円
世帯全員が市民税非課税者で合計所得金額と年金収入が80万円超120万円以下かつ 預貯金等が550万円（夫婦1,550万円）以下の方※2	1,000円 (650円) ※4	370円
世帯全員が市民税非課税者で合計所得金額と年金収入が80万円以下かつ 預貯金等が650万円（夫婦1,650万円）以下の方※2	600円 (390円) ※4	370円
上記世帯で老齢福祉年金受給者など	300円	0円

※1 食費及び居住費は、標準的な利用者負担額

※2 令和3年8月から変更

※3 () の金額は、介護老人福祉施設を利用した場合

※4 () の金額は、介護保健施設を利用した場合

(注) 利用者の市民税が非課税でも、配偶者が市民税課税者の方は対象外となります。

(3) 社会福祉法人などが行う利用者負担軽減措置

利用者負担金軽減の申出を行った社会福祉法人が行う対象サービスの利用者負担については、市民税非課税世帯で要件をすべて満たし生計困難と市が認めた方について利用者の支払金額の25%が減額されます。

なお、介護老人福祉施設・訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスに限ります。

(4) 災害を受けた場合または生計中心者の著しい収入の減少があった場合の負担軽減措置

被害の程度、収入の減収状況によって負担金（原則、費用の1割程度）が減額されます。

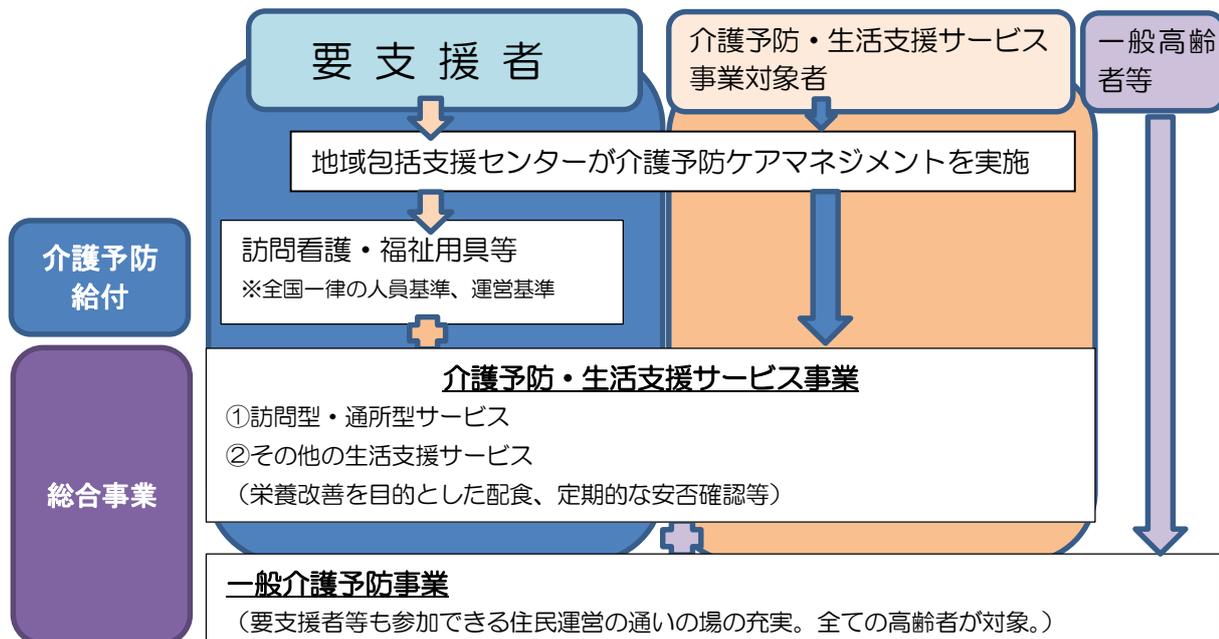
7 地域支援事業

高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつまた住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援することを目的とし、相談、日常生活支援、在宅医療、介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進するものです。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

【総合事業の概要】

- ・訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- ・介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能。
※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。
- ・地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。



① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問介護相当の訪問介護

(イ) 地域型訪問サービス

要介護状態になることを予防し、地域における自立した日常生活を支援するため、居宅による訪問をし、生活援助による日常生活の支援等のサービスを提供します。

(ウ) 短期集中訪問サービス

保健・医療の専門職が生活機能に関する相談・を行う、3～6ヶ月の短期介護予防プログラムによる支援を行います。

○訪問実績

年 度	介護予防訪問介護 相当の訪問介護	地域型訪問サービス	短期集中 訪問サービス
令和元年度	1,486件	3人（延べ19回）	—
令和2年度	1,377件	7人（延べ103回）	27件
令和3年度	1,512件	5人（延べ115回）	75件

イ 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当の通所介護

(イ) 地域型通所サービス（通所型サービスB）

おおむね週に1回以上住民主体による団体が、趣味活動、交流、会食、体操、運動等の通いの場を実施します。参加者の約半数が介護予防・生活支援サービス事業の対象者である場合の活動を補助します。

○実施実績

年 度	介護予防通所介護相当の 通所介護	地域型通所サービス
令和元年度	4,222件	48回
令和2年度	4,306件	20回
令和3年度	4,330件	23回

(ウ) 短期集中通所サービス（通所型サービスC）

保健・医療の専門職が短期間集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上などのプログラムを3か月から6か月の間に24回実施します。

○開催実績

年 度	時 期	参加延人数	場 所
令和元年度	8月～1月	245人	さくらしんしろデイケアセンター
令和2年度	1月～3月	67人	くらしカンパニー歩く ARUKU
令和3年度	4月～3月	282人	くらしカンパニー歩く ARUKU

② 一般介護予防事業

65歳以上の一般高齢者が対象です。

ア 介護予防把握事業

収集した情報等を活用して、閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を把握して、介護予防活動へつなげます。

○把握実績

年 度	聞き取りにて実施	対象者年齢に郵送
	件数	回収数/郵送数
令和元年度	22件	305件/529件（77歳該当者）
令和2年度	40件	405件/612件（74歳該当者）
令和3年度	66件	622件/834件（74歳該当者）

イ 高齢者安心生活サポート事業

ボランティア団体（はぐるまの会）等が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を毎月訪問し、安否確認、日常生活の相談を行います。

○活動状況（被訪問者数及び訪問活動者数は翌年度名簿による）

年 度	被訪問者数	年間延訪問回数	訪問活動者数
令和元年度	136人	2,702回	81人
令和2年度	128人	2,306回	80人
令和3年度	134人	2,455回	83人

ウ 介護予防普及啓発事業

(ア) 木曜塾

介護予防の運動に加え、介護予防の講話を老人福祉センターで実施します。

(イ) 健康づくりリーダー派遣事業

65歳以上、5人以上のグループに6か月健康づくりリーダーを派遣し、運動を定期的に行う機会を提供します。派遣終了後6か月続けることが条件です。

(ウ) 介護予防教室

介護予防のため必要なことについて住民の方を対象に講話、運動を実施します。

○開催実績

年 度	木曜塾		健康づくりリーダー派遣		介護予防教室	
	実施回数	延参加人数	実施地区数	延参加人数	回数	参加人数
令和元年度	40回	860人	2カ所	213人	6回	84人
令和2年度	26回	520人	1カ所	65人	13回	264人
令和3年度	30回	653人	0カ所	0人	24回	445人

エ 地域介護予防活動支援事業

高齢者の閉じこもり予防や交流を目的に集いの場の提供やスタッフ研修会を実施します。

(ア) ミニデイサービス事業

地域のボランティア団体が公民館などで介護予防の健康体操、ゲーム、手遊びなど各種サービスを提供します。

○実施実績

年 度	実施地区数	延参加高齢者数
令和元年度	43カ所	6,259人
令和2年度	38カ所	3,054人
令和3年度	40カ所	2,890人

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、デイサービス事業所職員等へリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

カ 運動器機能向上事業（DVD作成は社会福祉協議会）

介護予防のための体操DVD等を地域の介護予防に関する活動団体に配布及び希望者に貸し出し、地域での主体的な健康づくりを支援します。

キ 介護支援ボランティア事業

65才以上の方が介護施設等でのボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献を行いながら、自身の健康増進や介護予防に積極的に取り組んでいただくことを目的に実施しています。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営（新城市社会福祉協議会委託）

保健師2名、主任介護支援専門員2名、社会福祉士3名他を配置し、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待対応および権利擁護、困難事例対応、介護予防ケアマネジメントなど様々な事業を行います。（58 ページ（地域包括支援センター）参照）

・高齢者ふれあい相談センター

地域包括支援センター窓口として機能しています。総合的な相談業務や、福祉サービスの代理申請、高齢者宅への訪問などの支援業務を市内6か所のセンターで行っています。

○窓口

担当地区	センター名	所在地
新城中学校区	しんしろ福祉会館	新城市宇東沖野 20 番地 12
千郷中学校区	西部福祉会館	新城市野田字上市場 26 番地 2
東郷中学校区	麗楽荘	新城市矢部字上ノ川 1 番地 4
八名中学校区	寿楽荘	新城市一畝田字清水野 12 番地 3
鳳来中学校区	くるみ荘	新城市玖老勢字クルミ沢 1 番地 2
作手中学校区	虹の郷	新城市作手高里字縄手上 22 番地

② 社会保障充実分

ア 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護に関して地域の課題とその対応策を地域包括ケア推進会議、各専門部会等で検討していきます。また地域住民へ講習会や専門職種を対象とした研修会を実施します。

○実施実績

年 度	住民講習会等回数	延参加人数
令和元年度	5 回	109 人
令和 2 年度	11 回	204 人
令和 3 年度	1 回	25 人

イ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備推進のため生活支援コーディネーターを第 1 層（市内全域）に 1 名配置、第 2 層（日常生活圏域）に 6 名配置し、協議体を設置します。

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援事業

認知症にかかわる専門チームが認知症やその疑いのある方のご家庭に伺い、ご本人やその家族の困りごとを確認し、早期対応に結びつくように支援します。

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族が住み慣れた地域での生活を支援するため、認知症総合相談の実施、認知症相談対応医や認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェ運営補助、多職種向けに研修を実施します。

エ 地域ケア会議推進事業（地域包括支援センター委託）※地域包括支援センター事業掲載

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について不要なサービスが提供されていないかの検証、必要な情報の提供等を実施します。

② 家族介護支援事業

ア 家族介護継続支援事業

(ア) 介護者交流会の開催（地域包括支援センターと共同開催）

認知症高齢者の介護者に対し、認知症について知識を深めるために開催します。

(イ) 家族介護支援講座

介護している家族が介護に関する必要な知識や技術を習得することにより、介護負担感や介護孤独感が軽減できるよう、講座を開催します。

(ウ) 家族介護用品給付事業

東三河8市町村に住所を有し在宅で介護されている方で、要介護4・5の要介護者の属する世帯及び家族介護者の属する世帯が市民税非課税世帯である場合、介護用品が購入できる給付券の支給を行います。

③ その他の事業

ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者が成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

イ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施等を行います。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている認知症対応型共同生活介護事業所に助成します。

エ 認知症サポーター等養成事業

住民や事業所職員に認知症と家族を支える「認知症サポーター」を養成します。

○開催実績

年 度	実施回数	延参加者数
令和元年度	22 回	646 人
令和2年度	10 回	158 人
令和3年度	14 回	215 人

オ グループホーム入居者の負担軽減事業

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯の低所得者を対象に1日当たり500円の利用負担の軽減を行います。

8 保険料

(1) 算定方法

① 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

東三河広域連合で令和3年度から5年度までの3年間に利用が見込まれる介護保険サービス費を算定し、65歳以上の方の介護保険料でまかなう費用を算定します。そのうち介護給付費と地域支援事業に要する費用は、65歳以上の方全員で23%を分担するように設定しています。また、東三河広域連合では、介護保険給付費等準備基金を設置しており、基金を活用し保険料基準月額を軽減を図っています。

・年額59,880円（1か月あたり4,990円）

② 40歳～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

医療保険分に介護保険分を合算して社会保険料として納めることとなります。介護保険分の保険料の算定方法は、第1号被保険者と違い加入している医療保険により算定方法が異なります。

ア 社会保険の方は給料に応じて保険料額が決まります。給料から社会保険料として天引きになります。（各医療保険ごとの算定方法で、個人ごとに決められます。）

イ 市国保の方は所得に応じて保険料額が決まります。口座振替や現金納付で納めていただきます。

(2) 65歳以上の方の保険料の納付方法

① 特別徴収（年金から天引き）

年金が年額18万円以上の方

② 普通徴収（納付書または口座振替）

ア 年金が年額18万円未満の方

イ 年金が年額18万円以上でも、以下の場合に当てはまる方

(ア) 年度途中で65歳に到達、または年金の受取を開始した方

(イ) 年度途中で東三河広域連合の8市町村以外の市町村から転入された方

(ウ) 年度途中で所得申告修正などにより保険料段階が変わった方

(エ) その他（年金担保貸付金返済中・年金支払調整・支給停止）

(3) 保険料の徴収猶予又は減免

次のような状況の場合は、保険料の徴収を猶予又は減免するための申請ができます。

- ① 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ② 主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。
- ③ 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- ④ 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
- ⑤ その他①～④に定めるもののほか、特別の理由により第1号被保険者の生計が困難となったとき。
- ⑥ 第1号被保険者が、刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれるとき。

(4) 第1号被保険者の令和4年度介護保険料額

市民税の課税状況	所得段階	対象者	保険料額 (保険料率)
世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者の方で、世帯全員が市民税非課税の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	17,964円 (基準額×0.3)
	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	29,940円 (基準額×0.5)
	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	41,916円 (基準額×0.7)
世帯課税 ・ 本人非課税	第4段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	50,898円 (基準額×0.85)
	第5段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	59,880円 (基準額×1.0)
本人課税	第6段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	71,856円 (基準額×1.2)
	第7段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	77,844円 (基準額×1.3)
	第8段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	89,820円 (基準額×1.5)
	第9段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	101,796円 (基準額×1.7)
	第10段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	107,784円 (基準額×1.8)
	第11段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	119,760円 (基準額×2.0)
	第12段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の方	131,736円 (基準額×2.2)

(参 考) 指定居宅介護支援事業所等一覧

これらの事業所は、東三河広域連合の指定を受け要介護認定などの申請の代行と介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。また、本人または家族が事業所を選択することができます。なお、地域包括支援センターは要支援1・2の方について担当します。

○市内事業所

中学校区	指 定 事 業 所 名	所 在 地	電 話 ・ F A X
新 城	アイ居宅介護支援事業部	〒441-1376 新城市字宮ノ前24番地3	22-1500 23-5428
	コープあいち福祉サービス・新城	〒441-1367 新城市字西新町12番地1	24-1811 24-1855
	さくらしんしろケアプランセンター	〒441-1367 新城市字札木32番地10	24-9288 24-9289
	新城市地域包括支援センター	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	23-6810 23-5046
	新城・豊川介護支援センター	〒441-1378 新城市字宮ノ後55番地2	23-6581 23-6582
	しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	23-6278 25-7039
東 郷	麗楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地4	22-4000 22-4112
	こすもす居宅介護支援事業所	〒441-1355 新城市上平井380番地	23-1880 23-2402
	サマリヤの丘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地3	24-1165 24-1166
八名	寿楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1338 新城市一畝田字清水野12番地3	26-0401 26-0631
鳳 来	愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所	〒441-1634 新城市長篠字日焼7番地1	32-1905 32-1940
	医療法人静巖堂医院居宅介護支援事業所	〒441-1946 新城市副川字大貝津13番地	35-0022 35-0286
	ほうらい居宅介護支援事業所	〒441-1945 新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	35-0694 35-0695
	星野病院居宅介護支援事業所	〒441-1615 新城市大野字上野70番地3	32-1515 32-1516
作手	虹の郷居宅介護支援事業所	〒441-1423 新城市作手高里字縄手上22番地	38-1481 37-6033

児 童 の 福 祉

1 こども園等（小規模保育施設を含む）

平成30年度から市内全こども園を保育所型認定こども園に移行しました。

- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、認定こども園等を利用する3歳から5歳児の子どもおよび市民税非課税世帯の0歳から2歳児の子どもを対象に、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。
- ・ママ・サポート子いづみやとつばさ保育園が、小規模保育所（A型）としての基準を満たしたため、市の認可を受け事業を行っています。定員はママ・サポート子いづみや10人、つばさ保育園12人です。

(1) 幼年（0歳児～4歳児）人口 （各年4月1日現在）

年	総人口	学齢前児童数	比率	園児数
令和2年	45,745人	1,610人	3.5%	1,097人
令和3年	44,937人	1,510人	3.4%	1,048人
令和4年	44,136人	1,402人	3.2%	986人

(2) こども園等一覧

園名	所在地	園名	所在地
新城こども園	字東入船32番地1	八名こども園	富岡字杉畑54番地5
城北こども園	字宮ノ後39番地2	長篠こども園	長篠字丸井19番地1
千郷東こども園	杉山字野中64番地1	鳳来こども園	玖老勢字便福17番地
千郷中こども園	豊栄字スハ山248番地4	山吉田こども園	上吉田字松沢5番地
千郷西こども園	豊島字馬渡11番地2	大野こども園	大野字久羅下39番地
東郷東こども園	大海字黒瀬23番地7	作手こども園	作手高里字縄手上20番地1
東郷中こども園	八束穂字天王1041番地2	ママ・サポート子いづみや	石田字黒坂9番地10
東郷西こども園	上平井字昭和970番地	つばさ保育園	矢部字本並52番地2
舟着こども園	日吉字上ノ風呂58番地		

(3) 月額基本保育料（午前8時30分～午後3時、給食費込み）

区分	階層	平日基本保育料	土曜基本保育料
0～2歳児	A～H	0～26,800円	0～4,900円

(4) 年齢別こども園等園児数 （各年4月1日現在）

年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和2年	13人	75人	134人	271人	288人	316人	1,097人
令和3年	11人	89人	125人	249人	281人	293人	1,048人
令和4年	9人	78人	129人	240人	248人	282人	986人

(5) 乳児保育

生後6か月を超え年度当初1歳に満たない児童について、家庭で保育できない場合に限り、保育を行います。

○実施こども園 新城、城北、千郷東、千郷中、東郷中、八名、長篠、作手各こども園

○実施民間保育所 ママ・サポート子いづみや、つばさ保育園

(6) 障がい児保育

集団保育が可能な概ね3歳以上の児童の保育を行います。

○実施こども園 全こども園

(7) 統合保育

特に個別配慮や支援が必要とされる3歳以上の児童について、通常保育とあわせて療育を行います。

○実施こども園 東郷東こども園

(8) 延長保育

保護者の就労状況や家庭の事情で、基本保育時間（午前8時30分～午後3時）を延長して長時間の保育を必要とする場合に保育を行います。

① 延長保育時間

	延長時間	実施こども園
平日	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後5時	東郷東、山吉田
	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後6時	新城、千郷中、東郷中、舟着、鳳来、大野、作手、 つばさ保育園
	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後7時	城北、千郷東、千郷西、東郷西、八名、長篠、 子いづみや
土曜	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後7時	城北

② 月額延長保育料（月時間当たり）

区分	階層	平日延長保育料	土曜延長保育料
0～2歳児	A～H	0～2,500円	0～400円

(9) 一時保育

保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護冠婚葬祭、育児疲れなどにより一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる（保育する）制度です。

【非定型的保育】家庭での保育が断続的に困難となる場合

【緊急保育】やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合

【リフレッシュ保育】育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童を預かる場合

① 実施こども園 城北、長篠、作手各こども園

② 開設時間及び利用料

対象	原則こども園に入園していない児童で、利用日現在において満1歳児から就学前までの児童		
保育時間	午前8時30分から午後3時まで		
利用料 (日額)	1～2歳児	2,100円	おやつ代、給食費込み ※土曜利用のみ弁当持参
	3～5歳児	1,000円	

(10) その他

① 入園申込用紙配布 9月下旬予定

② 入園受付 10月中～下旬予定

2 児童発達支援施設「おおぞら園」

就学前の発達が気かりな児童が保護者とともに通園することにより、保護者の子ども理解を深め、親子のより良い関係づくりを図ります。

また、遊びを通じて言語の理解と発達、運動機能を高め、集団生活へのステップアップづくりをします。

(1) 所在地

新城市能登瀬字白岩 32 番地

(2) 利用状況

年 度	通園児 (実人数)
令和元年度	29 人
令和 2 年度	24 人
令和 3 年度	26 人

3 地域子育て支援センター

いつでも自由に利用していただける子育て支援の中核施設です。

就園前の子どもとお母さんを対象に、種々の事業を実施し、ストレスや育児不安の解消等、親子の触れ合いをサポートします。

(1) 城北子育て支援センター

所 在 地	新城市字宮ノ後 39 番地 2 (城北こども園内)
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休 業 日	土・日曜日、祝日、年末年始、城北こども園の休業日
電 話	23-0355
E メール	Johoku-ic@city.shinshiro.lg.jp

(2) 長篠子育て支援センター

所 在 地	新城市長篠字日焼 9 番地 2 (児童館たんぼぼ内)
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休 業 日	土・日曜日、祝日、年末年始
電 話	32-3221
E メール	nagashino-ic@tees.jp

(3) 作手子育て支援センター

所 在 地	新城市作手高里字縄手上 20 番地 1 (作手こども園内)
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休 業 日	土・日曜日、祝日、年末年始、作手こども園の休業日
電 話	38-1351
E メール	tsukude-ic@city.shinshiro.lg.jp

(4) 事業内容

事業	対象・内容	曜日・時間
ちびっこ広場 (城北こども園内)	0～2歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	木曜日(月1～2回) 午前10時30分～11時30分
たんぼぼ広場 (児童館たんぼぼ内)	0～2歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	水曜日(月1～2回) 午前10時30分～11時30分
ころころ広場 (作手こども園内)	0～2歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	火曜日(月1～2回) 午前10時～11時
みんな～おいで	0～2歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	年6～7回
育児相談	0歳～就学前の児童の保護者 来所・電話・Eメールなど	月～金曜日 午前9時～午後3時

(5) 利用状況

年度	保育室 開放	ちびっこ 広場	たんぼぼ 広場	ころころ 広場	みんな～ おいで	育児相談	
						電話等	来所
令和元年度	14,012人	854人	894人	334人	392人	0件	91件
令和2年度※1	10,048人	—※2	—※2	—※2	160人	0件	92件
令和3年度※1	10,849人	—※2	—※2	—※2	60人	1件	118件

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、臨時休館がありました。

※2 新型コロナウイルス感染症対策のため、ちびっこ広場、たんぼぼ広場およびころころ広場は開催を中止しました。

4 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し情操を豊かにするための施設です。

施設名	鳥原児童館	児童館 たんぼぼ
所在地	新城市日吉字下畑 81 番地	新城市長篠字日焼 9 番地 2
開設時間	午前9時～午後5時	
休業日	月曜日、祝日(こどもの日は開館)、 年末年始	日曜日、祝日(こどもの日は開館)、 年末年始

○利用状況

年度	鳥原児童館	児童館 たんぼぼ
令和元年度	5,513人	15,188人
令和2年度※1	2,733人	5,072人
令和3年度	2,754人	6,184人

※1 令和2年4月～5月は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、臨時休館しました。

5 放課後児童クラブ

昼間、仕事等により保護者のいない家庭の小学校児童などのために、児童クラブを設置し、自主学習、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。

(1) 対象児童

市内小学校在学中の1年生から6年生まで

(定員を超過する場合は1年生から3年生を優先)

なお、12月に翌年度の加入申込受付を行う予定です。

(2) 開設場所

① 通年開設

(令和4年4月1日現在)

小学校区	クラブ名	開設場所
新城小学校区	新城 A	新城小学校 (校舎内)
	新城 B	
千郷小学校区	千郷 A	千郷児童クラブ (専用施設)
	千郷 B	
	千郷 C	
	千郷 D	
東郷西小学校区	東郷西 A	東郷西小学校 (小学校内)
	東郷西 B	
東郷東小学校区	東郷東	東郷東小学校 (校舎内)
舟着小学校区	舟着	舟着小学校 (小学校内)
八名小学校区	八名	八名小学校 (校舎内)
庭野小学校区	庭野	庭野公民館
鳳来中部小学校区	鳳来中部	鳳来中部小学校 (校舎内)
黄柳川小学校区	黄柳川	黄柳川小学校 (校舎内)
東陽小学校区	東陽	東陽小学校 (校舎内)
鳳来東小学校区	鳳来東	鳳来東小学校 (校舎内)
作手小学校区	作手	つくで交流館内

② 長期休みのみ開設

(令和4年4月1日現在)

小学校区	クラブ名	開設場所
千郷小学校区	千郷 E	千郷小学校 (校舎内)
東郷西小学校区	東郷西 C	東郷西小学校 (校舎内)
鳳来寺小学校区	鳳来寺	ぶっぼ～荘

(3) 開設時間・利用料

開設時間	月～金		下校時～午後6時	*休業日 土曜・日曜・祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日	
	夏・冬・春休み 学校振替休日		午前8時～午後6時		
利用料	通年での利用		月額5,000円 (7月は6,000円) (8月は8,000円)	*別途保険料が必要です (年額900円)	
	長期休みのみ利用	春休み 4月	1,500円		
		夏休み	7月		3,000円
			8月		8,000円
		冬休み	3,000円		
春休み 3月	1,500円				

6 その他の子育てサービス

(1) 新城市ファミリー・サポート・センター

援助会員が子育てをお手伝いします。こども園や小中学校の終了後に子どもを預かったり習い事への送迎をします。利用には依頼会員の申し込みが必要です。

- 対象児童 依頼会員家庭の生後3か月の乳児から中学3年生まで
- 実施場所 援助会員の家庭（原則）
- 開設時間 午前7時～午後7時（原則）
- 申込み先 電話：080-6922-7001

Eメール：shinshiro-family-support@ezweb.ne.jp

○基準利用料金

利用区分	申込区分	基準利用料金 (1時間当たり)	延長	
			30分以内	30分を超え 1時間以内
平日	事前	700円	350円	700円
	直前	1,000円	500円	1,000円
休日	事前	1,000円	500円	1,000円
	直前	1,200円	600円	1,200円
病児・病後児 (平日)	事前	1,000円	500円	1,000円
	直前	1,200円	600円	1,200円
病児・病後児 (休日)	事前	1,200円	600円	1,200円
	直前	1,400円	700円	1,400円

(2) 子育て世代包括支援センター

平成30年度から、課内に子育てに関するワンストップの相談支援窓口を設置しました。令和元年度から専任職員（子育てコンシェルジュ）の他、家庭児童相談員1名、保健師2名を配置し、妊娠期から子どもが18歳に達するまでの子育て家庭を対象に、子育て、子どもの発達、家庭問題、児童虐待、DVなどの相談・支援を行います。

○支援実績 ※平成30年度は子育てコンシェルジュ分のみの実績

年度	相談	家庭訪問	同行支援
令和元年度	460件	136件	38件
令和2年度	636件	142件	80件
令和3年度	567件	157件	10件

(3) 子ども家庭総合支援拠点

令和4年度から課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待対策の強化や教育委員会等との協働による不登校や引きこもり対策を行います。

(4) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が疾病などの理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童福祉施設で短期間預かります。

- 利用期間 原則7日以内（更新可）
- 実施場所 八楽児童寮、豊橋ひかり乳児院、光輝寮（豊川市）、米山寮（岡崎市）

② 夜間養護事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたる場合に、保護者が帰宅するまでの間児童を児童福祉施設で預かります。

- 利用期間 夜間 1 日おおむね 4 時間で 6 か月程度
- 実施場所 八楽児童寮
- 利用者負担額（1 日当たり）

区 分	短期入所生活援助事業		夜間養護事業
	2 歳未満児	2 歳以上児	
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯 (母子・父子家庭)	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯 (母子・父子家庭以外)	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円

(5) 親子愛着推進事業（旧:母子愛着推進事業）

本市に住民登録されている初産の母親などに対して、市内の助産所で授乳指導、母乳相談、育児相談等を受けるための費用の一部を助成することで、親子の愛着形成の推進および育児不安の軽減を図ります。

- 助 成 額 1 人 1 回限り 3,000 円
- 利用期間 生後 6 か月まで
- 利用できる助産所
JUNKO助産所、ママハウス・トトリ、しんしろ助産所
- 利用状況

年 度	件数
令和元年度	21 件
令和 2 年度	20 件
令和 3 年度	20 件

(6) 産後ケア事業（日帰り・宿泊）

本市に住民登録されている出産後 6 か月（宿泊型は出産後 4 か月）までの方で出産後に育児・家事を手伝ってくれる人がいない、または産後の体調不良や育児不安のある母子に、産後ケア事業で母子の心身の休養と乳房管理や育児相談等を受けるための費用の一部を助成することで、産後の育児不安や育児負担の軽減を図ります。（食事、おやつ付き）

- 自己負担額 しんしろ助産所（日帰り 1 日/1,000 円、宿泊 1 日/4,000 円）
小石マタニティクリニック（宿泊 1 日/4,800 円）
- 利用回数 日帰り・宿泊型あわせて 7 日以内
- 利用できる助産所 しんしろ助産所・小石マタニティクリニック（宿泊のみ）
- 利用状況

年 度	しんしろ助産所		小石マタニティクリニック
	日帰り	宿泊*	宿泊*
令和元年度	17 件	—	—
令和 2 年度	32 件	—	—
令和 3 年度	27 件	6 件	5 件

※宿泊型は令和 3 年度からの事業

(7) セカンド・ブックスタート事業

本市に住民登録されている概ね1歳の幼児を育てる初産の親子へ絵本の紹介と配布のため、保育士等が家庭訪問し、母親の育児不安の軽減および孤立化の防止を図ります。

○利用状況

年 度	件 数
令和元年度	60 件
令和2年度	77 件
令和3年度	52 件

(8) 家事育児支援事業

本市に住民登録されている妊娠中や出産後（1年、多胎児は2年）に育児や家事の手伝ってくれる人がいない、体調不良や育児不安のある母子へ市が認める援助員が家庭訪問して家事や育児を支援します。

○利用状況

年 度	実件数	利用延日数
令和元年度	1 件（双胎）	11 日
令和2年度	8 件	67 日
令和3年度	13 件	175 日

(9) 言語聴覚士の相談

相談を希望する小学生とその保護者等（保護者のみの相談も可）に毎月1回、1人1時間程度で2人まで言語聴覚士が相談に応じ、助言や指導を行っています。

○利用状況

年 度	相談件数	学校へ情報提供
令和元年度	12 件	1 件
令和2年度	12 件	3 件
令和3年度	8 件	1 件

(10) 個別支援計画の作成

こども園の年長児担任が、保護者の承諾を得て特別支援学校や特別支援学級等へ進学する児を対象にこども園での支援計画を作成し、進学先へ提出しています。

○利用状況

年 度	作成件数
令和元年度	34 件
令和2年度	35 件
令和3年度	35 件

(11) 新城市保育施設等給食費補助金

新城市在住の3歳～5歳の児童が利用する認可外保育施設や児童発達支援施設等で提供される給食費を児童ひとりあたり月額4,500円を上限に補助しています。

(12) 認可外保育施設等保育料給付費

認可外保育施設等を利用する3歳以上児及び市町村民税世帯非課税の3歳未満児に必要な給付を行います。

(13) 子育て情報専用ホームページ運営

市内で子育てをする家庭および市外から転入してくる子育て家庭が、市内のあらゆる子育てに関する情報を分かりやすく容易に取得できる専用ホームページ「子育て情報ナビ咲くら」の運営をしています。

(14) 新城市障害児施設等通所交通費助成事業

平成 29 年度から、新城市に住所を有する障害児とその保護者を対象に、療育施設に通所する交通費の一部を助成しています。(自宅から往復 20km 以上を一部助成)

(15) 重症心身障害児等居場所づくり事業

平成 28 年度から、重症心身障害児等の居場所づくりとして、支援を必要とする障害のある子ども達が、学校や家庭とは異なる空間で地域の子ども達と交流できる場として運営しています。

(16) 子ども食堂・地域食堂推進事業費補助事業

新城市こどもの未来応援事業計画の基本理念「すべての子どもが健やかに育ち、育てられる」に基づき、子どもが健やかに育ち未来を切り開いていくことができるよう、地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、子ども食堂・地域食堂を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助します。

(17) こども園フッ化物洗口事業

虫歯を予防するためにこども園の年中・年長児全員に無料でフッ化物洗口を行います。

○実施状況

年 度	実施園数	実施園児数
令和元年度	15 園	629 人
令和 2 年度	15 園	601 人
令和 3 年度	15 園	570 人

7 家庭児童相談

家庭児童相談員は、家庭における児童の養育上の様々な問題について相談に応じ、愛知県新城設楽児童・障害者相談センターなどの関係機関と密接な連携を図り、適切な指導や助言を行っています。

○相 談 員 1 人

○相談件数 (延件数)

年 度	要保護家庭	要支援家庭	特定妊婦	見守り家庭	計
令和元年度	5 件	5 件	4 件	8 件	22 件
令和 2 年度	6 件	8 件	3 件	8 件	25 件
令和 3 年度	9 件	14 件	1 件	10 件	34 件

8 各種手当

(1) 児童手当

国内に居住している中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を現に監護・養育し、本市に住民登録されている保護者に支給されます。

① 支給額・支給時期

区 分	支給額（月額）
3 歳 未 満	15,000 円
3 歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中 学 生	10,000 円
所得制限世帯	5,000 円
支 給 時 期	6 月・10 月・2 月の年 3 回

② 支給状況（各年度末現在）

年 度	受給資格者数	児童数
令和元年度	2,359 人	4,266 人
令和2年度	2,314 人	4,002 人
令和3年度	2,395 人	4,189 人

(2) 児童扶養手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童（18歳到達年度の末日までの者）を監護・養育している保護者に支給されます。（受給資格者および扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は一部対象。）

① 支給額・支給時期

区 分	全部支給（月額）	一部支給（月額） （所得額により設定）
児童 1 人 の 場 合	43,160 円	43,150 円～10,180 円
児童 2 人 の 場 合	10,190 円加算	10,180 円～5,100 円加算
児童 3 人以上の場合 （3人目から児童 1人増すごとに）	6,110 円加算	6,100 円～3,060 円加算
支 給 時 期	5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の年 6 回	

② 支給状況（各年度末現在）

年 度	受給資格者数	児童数
令和元年度	236 人	382 人
令和2年度	204 人	313 人
令和3年度	196 人	371 人

(3) 県遺児手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童（18歳到達年度の末日までの者）を監護・養育している保護者に支給されます。（受給資格者および扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は除く。）

① 支給額・支給時期

区 分	1 年目～3 年目（3 年間）	4 年目～5 年目（2 年間）
児童 1 人につき	月額 4,350 円	月額 2,175 円
	6 年目以降は支給されません。	
支 給 時 期	5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の年 6 回	

② 支給状況 (各年度末現在)

年 度	受給資格者数	児童数
令和元年度	138 人	215 人
令和2年度	124 人	189 人
令和3年度	115 人	172 人

(4) 市遺児手当

県の遺児手当と同じ条件の家庭の保護者に支給されます。(所得制限なし)

① 支給額・支給時期

児童1人につき	月額 2,000 円
支 給 時 期	5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の年 6 回

② 支給状況 (各年度末現在)

年 度	受給資格者数	児童数
令和元年度	341 人	541 人
令和2年度	307 人	449 人
令和3年度	288 人	450 人

9 新城市子ども・子育て会議

子ども、子育て支援法の規定により、平成 26 年 2 月に「新城市子ども・子育て会議」を設置しました。

委員の任期は 2 年で、子どもの保護者、子ども子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、一般市民などの 15 名で構成されています。

令和元年度に、潜在的なニーズも含めた地域での子ども・子育てに関するニーズを把握し、令和 2 年度から 5 か年間の保育等の需要量見込みとそれに見合った具体的な子育て支援施策である「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和 3 年度に、計画の継続的な点検・評価・見直しのため、子育て支援施策の実施状況の調査、審議などを行いました。

10 新城市要保護児童対策地域協議会

市では、要保護児童（虐待を受けている児童など）に関する相談、情報収集、安否確認、支援などを児童・障害者相談センターと協力して行っています。

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、連絡調整会議、個別ケース会議の 3 層構造になっており、児童・障害者相談センター、警察署、保健所、民生委員などの各機関と連携して、要保護児童への支援方針を協議し、各機関による支援に結びつけています。

11 子どもの貧困対策

平成 29 年 3 月に策定した「新城市こどもの未来応援事業計画」が令和 3 年度で最終年度を迎えたため、令和 2 年度に実施した、「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の結果を踏まえるとともに、親から子への「貧困の連鎖」のリスクを軽減することを目的に、さらなる支援を図るための計画として、令和 4 年度から 5 か年間の「第二期新城市こどもの未来応援事業計画」を策定しました。

母子の福祉

1 ひとり親家庭等の状況

年度	母子	父または養育者と子	計
令和元年度	305 世帯	41 世帯	346 世帯
令和2年度	283 世帯	41 世帯	324 世帯
令和3年度	283 世帯	41 世帯	324 世帯

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のための貸付制度です。

(1) 対象者

① 母子福祉資金

ア 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）

イ アが扶養している20歳未満の児童および20歳以上の子等

ウ 20歳未満の父母のない児童

② 父子福祉資金

エ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）

オ エが扶養している20歳未満の児童および20歳以上の子等

③ 寡婦福祉資金

カ かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）

キ カが扶養している20歳以上の子等

ク 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母および寡婦以外のもの

ケ クが扶養している20歳以上の子等

(2) 貸付利息

無利息～年1.5%

(3) 貸付金の種類

・事業開始資金	・事業継続資金
・修学資金	・技能習得資金
・修業資金	・就職支度資金
・医療介護資金	・生活資金
・住宅資金	・転宅資金
・就学支度資金	・結婚資金

3 母子・父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母、又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座を受講する場合や各種学校等の養成機関で修業する場合に給付金を支給する制度です。

年度	自立支援給付金	高等職業訓練促進給付金
令和元年度	2人	0人
令和2年度	0人	0人
令和3年度	1人	1人

4 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、児童と一緒に入所できる施設です。

なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金が必要となります。

5 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、家庭や資金の問題など母子・父子家庭および寡婦を取り巻く悩みごとの相談に応じます。

医療費などの補助

子ども、障害者、母子家庭、高齢者などの福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。

1 子ども医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数 (受給者証発行者)	受給資格者
令和元年度	5,307 人	* 令和2年4月診療分(入院)より高校生世代(15歳年度末の翌日から18歳の年度末)までの方も対象(受給者証は未発行)
令和2年度	4,857 人	
令和3年度	4,680 人	

2 障害者医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者
令和元年度	511 人	ア 身体障害者手帳をお持ちで ・1級から3級の方 ・4級で障害名が腎臓機能障害の方 ・4級から6級で障害名が進行性筋萎縮症の方 イ 知能指数が50以下と判定されている方 ウ 自閉症状態と診断されている方
令和2年度	552 人	
令和3年度	508 人	

3 精神障害者医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者
令和元年度	① 334 人 ② 599 人	① 精神障害者保健福祉手帳所持者(1~3級所持者) ② 精神疾病で通院している方 → 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方 * <u>自立支援医療</u> についてはP15をご覧ください。
令和2年度	① 359 人 ② 754 人	
令和3年度	① 382 人 ② 727 人	

4 母子家庭等医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者(※所得制限があります。)
令和元年度	645 人	ア 母子家庭の母* イ 父子家庭の父* ウ ア、イに扶養されている児童 エ 父母のいない児童
令和2年度	577 人	
令和3年度	553 人	

5 後期高齢者福祉医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者(※所得制限があります。)
令和元年度	988 人	後期高齢者医療制度の被保険者で、次の条件に該当する方 ア 上記2の障害者医療費助成事業の受給資格に当たる方 イ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方 ウ 戦傷病者手帳をお持ちの方* エ 精神措置入院患者、結核入院患者 オ ねたきり高齢者の方* カ 上記4の母子家庭等医療費助成事業の受給資格(ア・イ)に当たる方*
令和2年度	1,002 人	
令和3年度	981 人	

6 福祉給付金支給事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者(※所得制限があります。)
令和元年度	134 人	ア 高齢者の医療の確保に関する法律により医療を受けることができる方で、独り暮らしで市民税非課税の方など* イ 精神疾病で通院している75歳以上の方 → 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方 * <u>自立支援医療</u> についてはP15をご覧ください。
令和2年度	120 人	
令和3年度	114 人	

新城市社会福祉協議会

新城市社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の中核的役割を担うものとして市民参加のもとに地域福祉推進のための諸活動を積極的に行っています。

○施設の概要等

施設名	所在地	電話・FAX
しんしろ福祉会館 (事務局)	新城市字東沖野 20 番地 12	23-5618 23-5046
作手センター	新城市作手高里字縄手上 22 番地 作手高齢者生活福祉センター (虹の郷)	38-1481 37-6033
ホームページ	http://www.shinshiroshakyo.or.jp	
電子メール	fukushi@shinshiroshakyo.or.jp	

1 社会福祉振興事業

社会福祉に対する相互扶助精神の高揚を図るため、広報による啓発を行っています。また、各種の福祉推進団体の活動の円滑化のため、支援や連携に努めています。

2 援護事業

- (1) 低所得世帯に対する一時援護
- (2) 行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護 (市役所及び新城警察署への委託業務)
- (3) 災害 (火災) に対する一時援護
- (4) 保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費などの助成

3 福祉団体育成事業

福祉事業を推進する各種の団体に対し、助成・援護を行い活動の推進を図っています。

4 相談事業

市民が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じる「心配ごと相談」と、弁護士による「無料法律相談」を実施しています。

(1) 開催日時等

区分	心配ごと相談			無料法律相談
	新城地区	鳳来地区	作手地区	
曜日	第1木曜日	第3水曜日	第2月曜日	第2・4水曜
場所	しんしろ福祉会館	開発センター	作手センター	しんしろ福祉会館
時間	午後1時～午後4時			

(2) 取扱件数

区分	心配ごと相談			無料法律相談
	新城地区	鳳来地区	作手地区	
令和元年度	10件	10件	8件	114件
令和2年度	13件	7件	6件	108件
令和3年度	11件	7件	6件	95件

5 共同募金運動の推進

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体などの協力を得て、共同募金運動を積極的に推進しています。

○募金実績

年度	一般募金	歳末募金	合計
令和元年度	7,416,881円	1,191,000円	8,607,881円
令和2年度	6,708,443円	1,120,000円	7,828,443円
令和3年度	7,191,001円	966,000円	8,157,001円

6 社会福祉協議会会員の募集

市民の方々や各種団体、事業所などから広く会員を募集し、その会費を財源として各種の事業を実施しています。

○会員会費状況

年 度	一般会費	特別会費	法人会費	施設団体 会 費	会費総額
令和元年度	5,146,650 円	220,000 円	1,287,000 円	170,000 円	6,823,650 円
令和2年度	4,718,985 円	267,000 円	1,126,000 円	160,000 円	6,271,985 円
令和3年度	5,056,237 円	134,000 円	1,157,000 円	170,000 円	6,517,237 円

7 成年後見支援センター事業

成年後見制度とは、知的・精神障害や認知症などのために、自分自身で十分な判断をすることができない方が、契約行為や財産の管理などで不利益が生じることがないように、本人を保護し支援する制度です。

(1) 成年後見支援センター事業（市受託事業）

成年後見制度を必要とする方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、確実に支援に結びつくよう市がセンターを設置し社会福祉協議会が業務委託を受け活動しています。また、制度の普及・啓発のため、地域、団体活動、会議・研修会等に参加して、成年後見制度について説明を行います。

①相談受付件数（障害者）

年度／区分	知的障害者	精神障害者	身体障害者	高次脳機能 障害者
令和元年度	85 件	135 件	0 件	6 件
令和2年度	19 件	115 件	29 件	0 件
令和3年度	196 件	42 件	11 件	0 件

②相談受付件数（高齢者など）

年度／区分	認知症	高齢者	健常者	その他
令和元年度	87 件	35 件	10 件	6 件
令和2年度	91 件	33 件	1 件	18 件
令和3年度	225 件	12 件	4 件	0 件

③広報啓発活動実績

年 度	実施回数
令和元年度	3 団体・1 講演 223 名
令和2年度	新型コロナウイルス感染症対策のため中止
令和3年度	3 団体・1 研修会 138 名

(2) 法人後見事業

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見業務を行います。

○法人後見受任件数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合計
令和元年度	12 件	6 件	5 件	23 件
令和2年度	9 件	8 件	7 件	24 件
令和3年度	13 件	7 件	7 件	27 件

8 資金の貸付事業

(1) 生活福祉資金

低所得世帯等を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金などを無利子または低利子で貸付を行い、自立更生のための指導援助を行っています。

また新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方が緊急小口資金、総合支援資金を利用できるように特例措置を設けています。(62 ページに掲載)

○貸付実績

年度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
令和元年度	16 件	1 件	0 件	17 件
令和2年度	19 件	6 件	3 件	28 件
令和3年度	13 件	1 件	0 件	14 件

(2) 生活資金一時貸付

景気低迷による派遣社員の契約切りや失業などで生活維持が困難になった方々の緊急支援として行っています。

○貸付実績

年度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
令和元年度	8 件	3 件	0 件	11 件
令和2年度	19 件	6 件	3 件	28 件
令和3年度	19 件	3 件	3 件	25 件

9 児童・青少年福祉活動事業

子育て世代の活動がより活発に行われるよう、子ども会連絡協議会、おおぞら園、各こども園の保護者会や子育て支援団体を助成金により支援します。

子どもたちが社会福祉に関心をもち、思いやりの心とボランティア精神を育むために、小・中学校、こども園、児童館へ福祉関係図書や紙芝居等を贈ります。

地域で子どもたちが安全に遊べる場所を整備する事業に助成しています。

○助成実績

年度	保護者会活動 (こども園) 助成	子育て支援 団体助成	福祉関係 図書寄贈	児童遊園地 維持管理助成
令和元年度	16 件	7 団体	20 件	15 ヲ所
令和2年度	16 件	6 団体	21 件	18 ヲ所
令和3年度	17 件	8 団体	20 件	14 ヲ所

10 母子・父子福祉事業

母子寡婦福祉会の活動に対する助成を行っています。

11 障害児者福祉事業

(1) 「身体障害者福祉協会」、「手をつなぐ育成会」に対する助成

(2) 日常生活用具の貸出

(3) 手をつなぐ育成会卒業児童生徒に対する祝品の贈呈

年度	小学生	中学生	養護学校高等部	合計
令和元年度	0 人	2 人	2 人	4 人
令和2年度	0 人	0 人	1 人	1 人
令和3年度	1 人	2 人	1 人	4 人

12 歳末たすけあい事業

(1) 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）を活用して歳末訪問を行っています。

○実績

年 度	高齢者世帯	要介護等高齢者	ひとり暮らし 高齢者
令和元年度	178 世帯	25 人	723 人
令和2年度	196 世帯	27 人	717 人
令和3年度	192 世帯	29 人	683 人

(2) クリスマス会など年末年始活動を行う福祉団体や子ども会などに助成を行っています。

○実績

年 度	福祉団体	子ども会
令和元年度	8 団体	11 団体
令和2年度	6 団体	4 団体
令和3年度	7 団体	4 団体

(3) クリスマスプレゼントを配布しました。

○実績

年 度	八楽児童寮	手をつなぐ育成会	ひとり親家庭園児
令和元年度	34 人	100 人	32 人
令和2年度	28 人	100 人	34 人
令和3年度	22 人	100 人	42 人

13 暮らし・しごとサポートセンター事業（生活困窮者自立相談支援等事業）（市受託事業）

市から生活困窮者自立支援法による、「自立相談支援事業」・「家計改善支援事業」・「学習・生活支援事業」の委託を受け、生活困窮者の自立を促進するための相談および必要な支援を行っています。（6 ページ参照）

(1) 自立相談支援事業

年 度	新規相談 受付件数	支援決定・確認件数 (再プランを含む)
令和元年度	29 件	26 件
令和2年度	78 件	42 件
令和3年度	76 件	33 件

(2) 家計改善支援事業

年 度	支援決定件数 (再プランを含む)
令和元年度	17 件
令和2年度	18 件
令和3年度	17 件

(3) 学習・生活支援事業

年 度	登録者数合計	延出席者数
令和元年度	23 人	511 人
令和2年度	14 人	228 人
令和3年度	17 人	393 人

14 ボランティアセンター活動事業

(1) 登録事業

ボランティア団体の活動に対する相談や他団体との交流、資金援助を行えるよう登録を行っています。

○ボランティアセンター登録数 39 団体

(2) 養成研修事業

様々な世代がボランティアに興味を持ち、活動できるよう各種ボランティア養成講習会をボランティアグループ等の協力を得て実施し、福祉の担い手を育成しています。

- ・点訳講習会
- ・手話講習会
- ・要約筆記講習会
- ・音声訳講習会
- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座

(3) 活動推進事業

ボランティア団体が、より発展的な活動ができるよう活動費を助成しています。

○助成団体 7 団体

(4) 福祉教育事業助成事業

市内の小中高生の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養うとともに地域社会との連携を深めるために学校が行う福祉教育事業に対して助成しています。

新城小、千郷小、八名小、舟着小、東郷東小、東陽小、鳳来寺小、黄柳川小、鳳来東小、作手小、千郷中、作手中、新城有教館高校、黄柳野高校 計 14 校

(5) 福祉実践教室

児童・生徒が障害者や高齢者の理解を深めるために、当事者との直接交流を通して、地域課題や生活課題に気づき、「豊かな人間性」「共に生きる力」を育むために学校が行う福祉実践教室を支援しています。

(手話・車椅子体験・点字・ガイドヘルプ・高齢者疑似体験・防災・盲導犬体験・認知症サポーター養成講座・ボッチャ体験・こころの病気講座)

新城小、千郷小、舟着小、東郷東小、八名小、鳳来中部小、東陽小、鳳来寺小、黄柳川小、鳳来東小、作手小、千郷中、作手中、新城有教館高校 計 14 校 全 42 講座

15 日常生活自立支援事業

愛知県社会福祉協議会からの受託により、判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行っています。

なお、利用には契約締結審査会の承認が必要です。

(1) 相談受付件数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
令和元年度	63 件	754 件	321 件	1,138 件
令和 2 年度	83 件	737 件	352 件	1,172 件
令和 3 年度	109 件	953 件	545 件	1,607 件

(2) 援助者数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
令和元年度	2 人 (0 人)	21 人 (6 人)	7 人 (0 人)	30 人 (6 人)
令和 2 年度	3 人 (0 人)	20 人 (3 人)	9 人 (0 人)	32 人 (3 人)
令和 3 年度	4 人 (0 人)	19 人 (5 人)	10 人 (0 人)	33 人 (5 人)

※ () は生活保護受給者

16 地域支え合い推進事業（市受託事業）

市からの委託により市全体（第1層）のコーディネーター、および中学校区ごと（第2層）のコーディネーターを新城地区・作手地区に配置しています。地域の生活課題を把握し地域住民や活動団体など関係者と協働して地域課題の解決に向けた取り組みを行っています。（33ページ参照）

新城医療介護ガイドマップの更新と各地区の高齢者活動をまとめた「地域活動紹介誌」を発行し、地域資源の見える化を図っています。各資料は関係機関窓口を設置してあります。

○地域活動実績

年 度	第1層	第2層	
		新城地区	作手地区
令和元年度	31回	32回	38回
令和2年度	58回	43回	17回
令和3年度	11回	42回	14回

17 移動支援事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）による移動の支援を提供しています。

○支援実績

年 度	利用者数	延訪問回数
令和元年度	1人	28回
令和2年度	1人	2回
令和3年度	1人	4回

18 相談支援事業

(1) 障害者総合支援法等による指定相談支援

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を行い、サービス等利用計画を作成しています。

○支援実績

年 度	障害者計画	支援区分 認定調査件数	障害児計画	地域相談支援
令和元年度	146件	0件	5件	0件
令和2年度	143件	0件	29件	0件
令和3年度	135件	0件	22件	0件

(2) 地域生活支援事業による相談支援（市受託事業）

市からの受託により障害者福祉サービスの利用援助など、社会生活を高める支援を行っています。（12ページ参照）

○支援実績

年 度	支援件数
令和元年度	1,439件
令和2年度	1,362件
令和3年度	1,539件

19 老人短期入所事業

作手センター（虹の郷）にて宿泊しながら、排泄、食事、入浴介助等日常生活や機能訓練を行っています。

○利用実績

年 度	利用者数	延利用者数
令和元年度	39 人	1,214 人
令和2年度	28 人	923 人
令和3年度	27 人	703 人

20 地域福祉活動推進事業

(1) 紙おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護4、5認定者（家族介護用品給付対象者を除く）または重度障害者に紙おむつ（パンツ型、フラット型、リハビリパンツ、パッド、長時間パッドのいずれかを選択指定）を年3回配付しています。

○配付実績

年 度	要介護4・5認定者			重度障害者		
	新城地区	鳳来地区	作手地区	新城地区	鳳来地区	作手地区
令和元年度	62 人	14 人	12 人	25 人	6 人	2 人
令和2年度	72 人	24 人	5 人	23 人	6 人	2 人
令和3年度	51 人	22 人	2 人	29 人	6 人	2 人

(2) ふれあいゆめひろば

作手地区において高齢者を対象にスポーツ、工作、旅行などを実施しています。

○実施実績

年 度	ミニデイサービス		グラウンドゴルフ大会	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
令和元年度	24 回	189 人	1 回	31 人
令和2年度	9 回	55 人	0 回	0 人
令和3年度	5 回	29 人	0 回	0 人

(3) 居住提供事業（市受託事業）

60歳以上のひとり暮らしの方および夫婦のみ世帯の方で、自宅で生活することが不安な方へ作手センターにおいて居住提供をしています。（23 ページ参照）

(4) ミニデイサービス事業

鳳来地区において、ミニデイサービス事業を実施しています。

○実施実績

年 度	回 数	延参加人数	場 所
令和元年度	12 回	75 人	海老須山・1ヶ所
令和2年度	10 回	57 人	海老須山・1ヶ所
令和3年度	8 回	46 人	海老須山・1ヶ所

(5) 外出支援事業

作手地区において外出困難な高齢者および障害者の日常的な自立生活である買い物や通院などの外出を支援しています。

○利用実績（実施施設：作手センター）

年 度	買い物	通 院		合 計
		(作手地区内)	(作手地区外)	
令和元年度	10 件	205 件	96 件	311 件
令和2年度	7 件	92 件	83 件	182 件
令和3年度	2 件	66 件	90 件	156 件

(6) ふれあいサロン活動

高齢者、障害者、子育て中の親子の方々が気軽に集える場づくりの活動に助成しています。

○助成実績

年 度	団体数
令和元年度	4 団体
令和2年度	4 団体
令和3年度	5 団体

(7) 車両貸出事業

地域福祉の増進を目的に、地域の交流活動や買い物支援などのために運転手付きで車両の貸し出しを行っています。

（子ども会、地域で行われているミニデイサービス、老人クラブ事業など地域の方が交流を深める行事や買物が困難な地域にお住いの方が対象です）

① マイクロバス

年 度	マイクロバス		ワゴン車	
	利用回数	延利用人数	利用回数	延利用人数
令和元年度	16 回	374 人	31 回	156 人
令和2年度	1 回	18 人	18 回	76 人
令和3年度	0 回	0 人	28 回	110 人

21 居宅介護等事業

(1) 介護保険による訪問介護等事業

介護保険法に基づき、訪問介護サービスを提供しています。

○実施実績

年 度	利用者数	延訪問回数
令和元年度	60 人	6,387 回
令和2年度	54 人	6,139 回
令和3年度	39 人	4,528 回

(2) 障害者等ホームヘルプサービス事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを提供しています。

○実施実績

年 度	利用者数	延訪問回数
令和元年度	21 人	3,170 回
令和2年度	19 人	2,843 回
令和3年度	17 人	2,868 回

22 老人福祉事業

各地区で開催される敬老会、老人クラブ連合会や地域の高齢者を対象に行われる「ふれあい会」などに対して助成を行っています。

○助成実績

年 度	敬老会助成 (80歳以上)
令和元年度	5,547人
令和2年度	5,757人
令和3年度	5,698人

23 地域包括支援センター事業（市受託事業）

高齢者の生活を総合的に支えることを目的として市からの受託により運営しています。
(32ページ参照)

(1) 事業内容

- ① 介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービスのケアマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業
- ④ 支援困難なケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援
- ⑤ 地域ケア会議の開催
- ⑥ 認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームによる支援

(2) 介護予防事業

- ① 情報交換や交流の支援
「介護者家族の集い」を定期的で開催し、介護者の情報交換や交流を支援しています。

○実施実績

年 度	回 数	参加人数
令和元年度	6回	延べ27人
令和2年度	5回	延べ20人
令和3年度	5回	延べ20人

- ② 「劇団 かるてつと」による認知症対応の健康教室

○実施実績

年 度	回 数	参加人数	対 象 者
令和元年度	5回	127人	各地区住民・学生等
令和2年度	1回	30人	地域住民
令和3年度	0回	0人	※

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

(3) 総合相談支援・権利擁護事業・ケアマネジャーへの支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活が継続できるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援をしています。

また、必要に応じて本人、家族、地域や関係機関等と連携・協働し、地域を包括的に支援するネットワークづくりを進めています。

① 個別支援（延べ件数）

年度／区分	総合相談	高齢者虐待	成年後見制度	消費者被害への対応	困難事例等ケアマネ支援	合計
令和元年度	2,824 件	256 件	20 件	0 件	66 件	3,166 件
令和2年度	2,766 件	304 件	22 件	3 件	36 件	3,131 件
令和3年度	3,148 件	236 件	36 件	0 件	76 件	3,496 件

② 高齢者見守りネットワーク推進事業

年度／区分	事業所数	協力事業所
令和元年度	37 件	電器店・眼鏡店・金物店・タクシー業者・スポーツ施設
令和2年度	29 件	市内金融機関、薬店、地区民生・児童委員協議会他
令和3年度	26 件	病院、診療所、歯科

(4) 介護予防及び介護予防支援マネジメント事業

○プラン請求延件数

年度	区分	包括	委託	合計
令和元年度	介護予防ケアプラン作成	3,598 件	1,187 件	4,785 件
	介護予防ケアマネジメント作成	2,368 件	991 件	3,359 件
令和2年度	介護予防ケアプラン作成	3,674 件	1,404 件	5,078 件
	介護予防ケアマネジメント作成	2,413 件	905 件	3,318 件
令和3年度	介護予防ケアプラン作成	3,770 件	1,512 件	5,282 件
	介護予防ケアマネジメント作成	2,367 件	808 件	3,175 件

(5) 地域包括ケア会議の開催

○実施実績

年度	回数	参加者
令和元年度	6 回	延べ 145 人
令和2年度	6 回（書面開催を含む）	延べ 81 人
令和3年度	6 回（リモート開催を含む）	延べ 101 人

(6) 認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームによる支援

○実施実績

年度	内容	回数	参加者
令和元年度	認知症サポーター養成講座等の開催	21 回	619 人
	認知症初期集中支援チーム員会議	6 回	—
令和2年度	認知症サポーター養成講座等の開催	10 回	158 人
	認知症初期集中支援チーム員会議	13 回	—
令和3年度	認知症サポーター養成講座等の開催	8 回	155 人
	認知症初期集中支援チーム員会議	9 回	—

24 老人デイサービスセンター事業

(1) 介護保険による通所介護事業

介護保険の通所介護計画に基づき、送迎、入浴、食事、日常動作訓練、生活指導、健康チェックなどのサービスを提供しています。

○支援実績

年度/実施施設	作手センター		
	開所日数	利用者数	延通所人数
令和元年度	257日	84人	5,277人
令和2年度	257日	86人	5,364人
令和3年度	247日	75人	4,861人

25 老人介護支援センター事業

(1) 高齢者ふれあい相談センター（市受託事業）

介護保険制度による居宅介護支援事業所との連携により、高齢者の在宅介護、要介護認定申請など保健福祉の相談および調整を行い、要援護高齢者および家族の福祉向上を図っています。

○支援実績（実態把握件数）

年度/実施施設	しんしろ福祉会館	作手センター
令和元年度	1,307件	837件
令和2年度	1,188件	809件
令和3年度	1,017件	837件

(2) 居宅介護支援事業

介護保険制度の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの給付管理を行っています。また、市町村からの受託に基づいて要介護認定申請者の認定調査を行います。

① しんしろ福祉会館利用実績

年度	利用者数		延プラン作成件数		延認定調査数
	予防	介護	予防	介護	
令和元年度	6人	114人	60件	1,242件	2人
令和2年度	5人	104人	53件	1,293件	2人
令和3年度	2人	102人	38件	1,216件	2人

② 作手センター利用実績

年度	利用者数		延プラン作成件数		延認定調査数
	予防	介護	予防	介護	
令和元年度	18人	67人	259件	861件	58人
令和2年度	21人	59人	259件	776件	5人
令和3年度	19人	56人	246件	683件	0人

26 ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、乳酸飲料を週1回配付しています。

対象者は、80歳以上のひとり暮らしの方、および75歳以上のひとり暮らしで、介護保険法の要支援（事業対象者を含む）、要介護認定者または身体障害者、療育、精神障害者保健福祉のいずれかの手帳を所持している方です。

○利用実績

年度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
令和元年度	189人	161人	31人	381人
令和2年度	215人	165人	35人	415人
令和3年度	198人	163人	41人	402人

新型コロナウイルス感染症対策

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（福祉課）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への生活・暮らしを支援するために、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給するものです。

(1) 支給対象世帯

- ① 住民税非課税世帯（令和3年12月10日時点で新都市に住民登録があり、ア、イのいずれかに該当する世帯）
 - ア 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - イ アに該当せず、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② 家計急変世帯
申請時点において新都市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

(2) 支給額

1世帯につき一律100,000円。

※1世帯1回限りの支給で①②の重複受給は不可

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（福祉課）

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了または社会福祉協議会から再貸付について不承認とされたとの事情で、さらなる貸付を利用できない方の自立支援につなげるための支援金です。

(1) 支給対象者

総合支援資金の再貸付を終了または不承認とされた世帯であって、一定の収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯

(2) 支給額（1世帯につき3か月間支給）

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

3 子育て世帯生活支援特別給付金（こども未来課）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

(1) 支給対象者

- ① ひとり親世帯（ア～ウのいずれかに該当する方）
 - ア 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者
 - イ 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
 - ウ 令和4年4月分の児童扶養手当は未受給ながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となった方
- ② その他世帯分
基準日（令和4年3月31日）時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等で下記のア、イのいずれかに該当する方
 - ア 令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の方
 - イ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

(2) 支給額

児童1人につき一律50,000円。

4 傷病手当金（保険医療課）

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染を疑われ、療養のため働けなかった方に傷病手当金を支給します。

(1) 支給対象者

新城市国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である被用者で、上記の理由で働けなかった方

(2) 支給額

(直近の継続した3か月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

5 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免

(保険医療課、高齢者支援課) ※・・・介護保険料が対象となるもの。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少した(減少が見込まれる)場合などに、各保険税(料)を減免します。

(1) 支給対象世帯

①②のいずれかに該当する世帯、※第1号被保険者(65歳以上の方)

① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った世帯、※第1号被保険者

② 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入の減少が見込まれ、ア～ウのすべてに該当する世帯、※ア・イのすべてに該当する第1号被保険者

ア 世帯の主たる生計維持者の対象となる収入のいずれかの減少額が、前年の当該収入の10分の3以上

イ 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下

ウ 世帯の主たる生計維持者の前年合計所得が、1,000万円以下

(2) 減免対象となる保険税(料)

令和4年度分の保険税(料)で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合は年金支払日)が設定されているもの

(3) 減免の割合

①の対象世帯：全額免除

②の対象世帯：主たる生計維持者の前年合計所得額に応じた減免割合で算出

※介護保険料については、対象者の状況に応じて減免額を算出

6 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金、総合支援資金(生活支援費)の特例措置(新城市社会福祉協議会)

生活福祉資金貸付制度(52ページ参照)を新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方が利用できるように特例措置を設けたものです。

(1) 緊急小口資金

① 貸付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする方

② 貸付上限、金利

1世帯につき最大20万円、無利子

(2) 総合支援資金(生活支援費)

① 貸付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方

② 貸付上限、金利

1世帯につき最大20万円(単身世帯は最大15万円)を原則3か月間、無利子

(3) 貸付実績

年 度	緊急小口資金	総合支援資金
令和元年度	0 件	0 件
令和 2 年度	156 件	41 件
令和 3 年度	39 件	48 件

7 住居確保給付金の支給要件などの緩和（福祉課）

住居確保給付金（6 ページ参照）を新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方が利用できるように支給要件を緩和しました。受付、相談は、「新城市暮らし・しごとサポートセンター」で行っています。

(1) 支給対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による休業などによる収入減で住居を失うおそれのある方

(2) 支給額

1 世帯につき原則 3 か月の家賃相当額（世帯構成により限度額があります。）

※なお新型コロナウイルス感染症対策の支援制度は令和 4 年 4 月 1 日現在のものです。今後の情勢により支援制度の変更、追加および廃止などの可能性があります。